

官報

号外 昭和四十八年九月二十二日

○第七十二回 参議院會議録第三十六号

昭和四十八年九月二十二日(土曜日)
午後七時五十二分開議

○議事日程 第四十号

昭和四十八年九月二十二日

午前十時開議

- 第一 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 公営健康被害補償法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 瀬戸内海環境保全臨時措置法案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、防衛庁長官山中貞則君問責決議案(鶴岡哲夫君発議)委員会審査省略要求事件)
- 一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を日程に追加して議題とするの件
- 一、内閣委員長高田浩吉君解任決議案(片岡勝治君外三名発議)委員会審査省略要求事件)
- 一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

この際、おはかりいたします。

鶴岡哲夫君発議にかかる防衛庁長官山中貞則君

昭和四十八年九月二十二日 参議院會議録第三十六号

議事日程追加の件 防衛庁長官山中貞則君問責決議案

問責決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して、これを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。鶴岡哲夫君。

防衛庁長官山中貞則君問責決議案

右の議案を賛成する。

昭和四十八年九月二十一日

賛成者

足鹿 覺

西ヶ久保重光

占部 秀男

大橋 和孝

加瀬 完

片岡 勝治

神沢 浄

小谷 守

小柳 勇

沢田 政治

杉原 一雄

鈴木 強

瀬谷 英行

田中 一

竹田 四郎

田 英夫

戸田 菊雄

中村 英男

西村 関一

羽生 三七

藤田 進

前川 旦

松本 英一

宮之原貞光

森 勝治

森中 守義

安永 英雄

横川 正市

和田 静夫

内田 善利

上林繁次郎

小平 芳平

堀出 啓典

白木義一郎

田代富士男

中尾 辰義

原田 立

宮崎 正義

山田 徹一

小笠原貞子

河田 賢治

須藤 五郎

野坂 参三

渡辺 武

野末 和彦

参議院議長 河野 謙三殿

防衛庁長官山中貞則君問責決議案

田 英夫

戸田 菊雄

中村 英男

西村 関一

羽生 三七

藤田 進

前川 旦

松本 英一

宮之原貞光

森 勝治

森中 守義

安永 英雄

横川 正市

和田 静夫

内田 善利

上林繁次郎

小平 芳平

堀出 啓典

白木義一郎

田代富士男

中尾 辰義

原田 立

宮崎 正義

山田 徹一

小笠原貞子

河田 賢治

須藤 五郎

野坂 参三

渡辺 武

野末 和彦

参議院議長 河野 謙三殿

防衛庁長官山中貞則君は、日本国憲法にもとづ

いて行政を遂行する重責にあるにもかかわらず、九月七日の「自衛隊は違憲である」と明快な判断を示した札幌地裁の判決がなされた後も、防衛力増強を企図した防衛二法の国会成立を強く促進するなど、三権分立のたてまえを堅持する民主主義国家の国務大臣として不適格である。

これが本決議案を提出する理由である。

〔鶴岡哲夫君登壇、拍手〕

○鶴岡哲夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になりました防衛庁長官山中貞則君の問責決議案につき、趣旨説明をいたします。

まず、決議案文を読み上げます。

防衛庁長官山中貞則君問責決議案

本院は、防衛庁長官山中貞則君を問責する。

右決議する。

理由。

防衛庁長官山中貞則君は、日本国憲法に基づいて行政を遂行する重責にあるにもかかわらず、去る九月七日の、自衛隊は違憲である、防衛庁設置法、自衛隊法は憲法違反であるという明快な判決が示されたあとも、防衛力増強を企図し、防衛庁設置法一部改正、自衛隊法一部改正、いわゆる防衛二法案の今国会成立を強く推進をし、何らの反省もなく、また、この判決を真剣に考える政治的良心のかけらも見られませんでした。三権分立のたてまえを堅持する民主主義国家、また、平和主義を原点とする日本国憲法下の国務大臣として不適格であります。

これが本決議案を提出する理由であります。

以下、若干の説明をいたします。

自衛隊は憲法違反であるという、いわゆる違憲論議は、自衛隊発足以来、国会において二十余年にわたって熱心に、きびしく論議されてきたところでありました。また、公法学界におきましても研究論議が行なわれ、九割に近い学者が違憲論者であります。合憲論者は一割にすぎません。公法学

界にありましては、自衛隊の憲法違反は定説であります。かくして、最終的に裁判所が違憲の判決を下したものでありまして、学界としてはもちろん、国民大多數の憲法の理解と全く一致するものであります。文字どおり、憲法の原点に立った正しい解釈を下したもので、まさにわが国司法部、裁判所が示した初めての憲法九条に関する判断で、歴史的に重大な判決であります。

裁判長は判決後、被告である国側は控訴するであらうが、日本国憲法を中心に解釈しようとするならば、われわれの考え以外にあり得ないと語っております。そのとおりであります。憲法に忠実な裁判官が存在する以上、自衛隊違憲の判決は避けられないことは明白であります。

また、この判決は、四年二カ月にわたりました、事実審理において自衛隊の実体を初めて真正面から裁判の俎上にのせ、現役の陸幕長、海幕長、空幕長の三幕僚長をはじめ自衛隊関係者二十四名が証言台に立っています。そして自衛隊の規模、組織、能力、武力等の詳細な事実審理に基づきまして、自衛隊は戦力であり、軍隊であると判断をいたしましたもので、まさに画期的なものであります。

この事件は、被告である国が控訴いたしましたので、高裁、最高裁の途中にありますけれども、このことは、この判決の歴史的な重大な意義をいささかも左右するものではありません。一国の軍事力が、一国の軍隊の存在そのものが、その国の

裁判所で憲法に違反しているという判決を行なったことは、何と申しましてたいへんな事態でございます。世界にその例がありません。このような判決をあえて下さなければならぬ重要性を、日本国憲法の平和主義は明確に厳然と持っていることを、あらためて防衛庁長官は深く銘記すべきであり、また、えりを正して真剣に考える必要と義務があります。

しかるに、防衛庁長官は、すでに八月の段階から、違憲判決が出ることを想定したような、また、これを無視するような、長沼判決についてという膨大な三種類のパンフレットをつくり、これを全国の自衛隊に配布し、さらに、判決が出るやいなや、当日直ちに陸海空の三自衛隊に向かつて異例の訓示を行なっております。長沼判決を無視し、まっとうから否定するがごときは許すことができません。

昭和二十五年八月警察予備隊発足、二十七年講和条約発効と同時に保安庁に拡大、二十九年防衛庁設置法、自衛隊法の成立と同時に防衛庁、自衛隊に拡大、三十三年から三十九年間の第一次防衛力整備計画、三十七年から五十九年間の第二次防衛、四十二年から五十九年計画の第三次防衛、そして、四十七年から五十九年計画のいわゆる第四次防衛と、軍事力、再軍備は膨張を重ね、倍増ゲームを繰り返してあります。いまや、世界有数の軍事力を持つに至っております。膨張を重ねてとどまるところを知らない自衛力について、国民大多數はだれ

しも深い不安を抱いております。さらにアジア諸国にあつても、日本の軍国主義化、軍事的大国化を危険視し、警戒心を強めているところであります。

この国会にあつても、自衛力の具体的限界の論議が激しく行なわれました。政府は、国際情勢や軍事技術の進歩などにより相対的に変動するので、客観的、具体的には示せぬと答弁をいたしております。この見解は、防衛のため、自衛のためなら、いかなる武器でも、どのような膨大な軍事力でも持てるということになりかねません。いわゆる歯どめが全くないのであります。

ここに至つて、ますます平和憲法と自衛力との矛盾は絶頂に達したと言わなければなりません。ただいま国会に提出の防衛二法案は、この矛盾を格段に深めようとするものであります。二万六千名に達する膨大な欠員があり、これからもこの欠員を埋める見込みは全くない。逆にますます欠員の増大すら見込まれる。それにもかかわらず新しく約七千名の自衛官をふやそうという、常識では考えられないものであります。また、自衛隊の幹部を訓練し養成する防衛大学校は理工科系を中心にしてきましたが、今回新しく文科系の講座を二つ設け、さらに防衛医科大学校を新しくつくろうといったしております。この防衛医科大学校は軍事医学、特に医学兵器、いわゆるみな殺しの医学研究にひとりで歩きをするのではないかと、深く懸念されているところであります。理工系中心の防衛

大学校に文科系を、さらに防衛医科大学校を新設、このようにして、きわめて閉鎖的な膨大な防衛総合大学がつくられようといったしております。

第四次防衛とともに、日本の自衛隊は質的に新しい段階に入ったと断言せざるを得ません。ある民間人はこう言っております。政府は悪質きわまる土建屋みたいなものだ、違法建築であると一審の判決が下れば、普通の建築屋ならこれを受け入れるものだ、受け入れなければ仮処分申請を出す、しかるに、政府に対してはそれが出せないことをよいことにして、判決を無視して、これにおかまいなしにますます増築に増築を重ねようという、国民の気持ちに全く反するひどい悪質な土建屋みたいなものだといふのであります。まして、建築法とは根本的に違ふ国の存立をきめた憲法に違反するという判決が出されたにもかかわらず、四次防衛の増強計画、また防衛庁設置法一部改正、自衛隊法一部改正の成立にやっきになり、また最近九月一日に、四十八年度よりはるかに膨張しました一兆一千億円という四十九年度の防衛庁概算要求を提出して、その獲得に努力をいたしております。こういった防衛庁長官の態度は許すわけにまいりません。

自衛隊発足以来、政府は、憲法九条が禁止するいわゆる戦力とは、近代戦を遂行するに足る装備と組織のことである、これに至らない自衛力は禁止するところではないと言ひ、さらに自衛のため必要最小限度の実力は禁じられていない、ま

た、専守防衛の自衛隊などと、軍事力の急膨張に伴って種々の詭弁を弄して、この二十数年にわたって日本国憲法をかつてにねじ曲げ、自衛隊は合意であると強弁し続けてきました。この憲法を踏みにじってきた政府の態度は、まことに責任重大であります。政府は、口を開けば、法治国家である、国民は法律を守れ、尊法精神を持てと言つてまいりました。その政府みずからが憲法を踏みにじってきたことは、その責任はまことに重大と言わなければなりません。

長沼判決が違憲の判決を出すやいなや、政府は統治行為論で逃げようとする気配がきわめて濃厚であります。長沼判決は、裁判所の違憲審査権の行使は慎重かつ控え目にしなければならぬが、重大な違憲の疑いがある場合で、その事件の根本的解決のために審査権の行使が不可欠であると認められるときは、裁判所はこれを行使する義務がある、そうでなければ、裁判所は、現実に重大な違憲の状態があった場合に、みずからこれを黙過する結果になるからである、一定の国家行為を司法審査の範囲から除外しようといういわゆる統治行為論は、法治主義に対する例外をなすものであるから、制限的に解すべきであると明快に述べております。

自衛隊が憲法に違反するという憲法九条の解釈を正面から論議することは、何人といえども不可能であります。このように明白な内容を持つ憲法に自衛隊が違反しているかどうかという事柄を、裁判所に審査権がないという考え方は、裁判所の持つ憲法保障機能をまっとうから否定する何ものでもありません。

私は、以上述べましたように、防衛庁長官山中貞則君の、何らの反省もなく、また、この判決を真剣に考える政治的良心のかけらもないのみならず、逆にこれを無視し、まっとうから否定し、防衛力増強にやっきになっている態度は許すことができません。少なくとも、当面この国会に上程されております防衛庁設置法一部改正、自衛隊法の一部改正は廃案にすべきであります。また、第四次防衛力整備計画を凍結をし、四十九年度の予算も凍結をすべきであります。

このような立場から、日本国憲法下の国務大臣として不適格であることを重ねて強調をいたします。議員各位の御賛同を心からお願いをいたしまして、私の趣旨説明を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 討論の通告がございます。順次発言を許します。鈴木力君。

〔鈴木力君登壇、拍手〕
○鈴木力君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されております防衛庁長官山中貞則君の問責決議案に対しまして、賛成討論を行ないます。防衛庁長官山中貞則君は、かつて総理府総務長官、沖縄開発庁長官を歴任をしまして、若手閣僚としてその清新さを、実務的能力と鋭い判断力、機敏な活動力等々、名大臣としての評価が高かったものであります。特に、沖縄復帰にあたっては、

沖縄県民に対して、政府における唯一の理解者として、沖縄県の置かれている数々の諸問題を、沖縄県民の立場に立つて解決すべく努力いたしたことは、結果的にさまざまな条件にさえぎられて、実りはきわめて少なかったとは言え、率直に評価されるべきものがありました。また、国会におきましても、その答弁の態度は、その当時は、野党の主張に耳を傾け、それを取り入れるという真剣な態度には、私も敬意を表しておった一人でありました。

ところが、残念なことに、私のこの山中貞則君は、山中貞則君が防衛庁長官に就任したときから、日増しにくずれてまいりました。その第一は、あれほど筋を通し、合理的思考と行政の持ち主であったはずの山中貞則君が、常に国民を欺瞞し、カラスをサギと、サギをカラスと言いくるめて、ひたすらに軍事拡大をはかろうとしている防衛庁の陣頭指揮官になったことであります。

若千の例をあげますならば、まず沖縄県に対する諸施策がその第一でありましょう。さきに述べましたように、山中貞則君は沖縄県の事情はだれよりも詳しく知っているはずであります。沖縄県の人たちが、明治十二年「抑も政府の国内経営するに当っては、その要地、所在に鎮合又は分営所を散置して、以つてその地方の安に備はる。是れ政府、国土、人民の安寧を保護するの本分、義務にして、他よりこれを拒み得る権利なし、是れ断然御達相成たる所以なり」云々とい

り、当時の政府の強権的な一片の通達で熊本鎮台分営所が強行設置されたこと、そしてこれに対して当時の沖縄藩庁が「琉球は、南海の孤島にして、如何なる兵備を為し、如何なる方策を設くる」とも、以つて他の敵国、外患に当るべき力なし。此の小国にして兵あり、力あるの形を示さば、却つて求めて敵国、外患を招くの基となし、国遂に危ふし、寧ろ兵なく、力なく、惟礼儀柔順、以つて外に對し、所謂柔よく剛を制すを以て国を保つに如かず」云々と、住民の意思を代表して、非武装中立論を主張して反対した事実を御存じないはずがありません。

この沖縄県民の意思が、国家権力によってじゅりりんされ、その後、第二次世界大戦争に突入することによって、空軍を主とする軍の派遣が強められ、実に十六カ所の飛行場が建設され、広大な民有地が、国家総動員法によって強引に軍用地として接収されたのであります。

さらに戦後、沖縄県がアメリカ軍政の支配を受け、問題の接収地は一方的に国有地として登録されたのであります。昭和四十六年四月二十一日付「沖縄タイムス」によりますと、これらの接収地は、地主たちの所有権の返還を叫び続ける声もはばまれたままで、これらの地主たちの独自の調査によつて、嘉手納空軍基地をはじめ、那覇空軍基地等三百五十三万坪に及ぶ接収地が、国有地を管理する大蔵省に、国家総動員法によって接収をさ

し、是れ断然御達相成たる所以なり」云々といり、当時の政府の強権的な一片の通達で熊本鎮台分営所が強行設置されたこと、そしてこれに対して当時の沖縄藩庁が「琉球は、南海の孤島にして、如何なる兵備を為し、如何なる方策を設くる」とも、以つて他の敵国、外患に当るべき力なし。此の小国にして兵あり、力あるの形を示さば、却つて求めて敵国、外患を招くの基となし、国遂に危ふし、寧ろ兵なく、力なく、惟礼儀柔順、以つて外に對し、所謂柔よく剛を制すを以て国を保つに如かず」云々と、住民の意思を代表して、非武装中立論を主張して反対した事実を御存じないはずがありません。

この沖縄県民の意思が、国家権力によってじゅりりんされ、その後、第二次世界大戦争に突入することによって、空軍を主とする軍の派遣が強められ、実に十六カ所の飛行場が建設され、広大な民有地が、国家総動員法によって強引に軍用地として接収されたのであります。

さらに戦後、沖縄県がアメリカ軍政の支配を受け、問題の接収地は一方的に国有地として登録されたのであります。昭和四十六年四月二十一日付「沖縄タイムス」によりますと、これらの接収地は、地主たちの所有権の返還を叫び続ける声もはばまれたままで、これらの地主たちの独自の調査によつて、嘉手納空軍基地をはじめ、那覇空軍基地等三百五十三万坪に及ぶ接収地が、国有地を管理する大蔵省に、国家総動員法によって接収をさ

し、是れ断然御達相成たる所以なり」云々といり、当時の政府の強権的な一片の通達で熊本鎮台分営所が強行設置されたこと、そしてこれに対して当時の沖縄藩庁が「琉球は、南海の孤島にして、如何なる兵備を為し、如何なる方策を設くる」とも、以つて他の敵国、外患に当るべき力なし。此の小国にして兵あり、力あるの形を示さば、却つて求めて敵国、外患を招くの基となし、国遂に危ふし、寧ろ兵なく、力なく、惟礼儀柔順、以つて外に對し、所謂柔よく剛を制すを以て国を保つに如かず」云々と、住民の意思を代表して、非武装中立論を主張して反対した事実を御存じないはずがありません。

この沖縄県民の意思が、国家権力によってじゅりりんされ、その後、第二次世界大戦争に突入することによって、空軍を主とする軍の派遣が強められ、実に十六カ所の飛行場が建設され、広大な民有地が、国家総動員法によって強引に軍用地として接収されたのであります。

さらに戦後、沖縄県がアメリカ軍政の支配を受け、問題の接収地は一方的に国有地として登録されたのであります。昭和四十六年四月二十一日付「沖縄タイムス」によりますと、これらの接収地は、地主たちの所有権の返還を叫び続ける声もはばまれたままで、これらの地主たちの独自の調査によつて、嘉手納空軍基地をはじめ、那覇空軍基地等三百五十三万坪に及ぶ接収地が、国有地を管理する大蔵省に、国家総動員法によって接収をさ

し、是れ断然御達相成たる所以なり」云々といり、当時の政府の強権的な一片の通達で熊本鎮台分営所が強行設置されたこと、そしてこれに対して当時の沖縄藩庁が「琉球は、南海の孤島にして、如何なる兵備を為し、如何なる方策を設くる」とも、以つて他の敵国、外患に当るべき力なし。此の小国にして兵あり、力あるの形を示さば、却つて求めて敵国、外患を招くの基となし、国遂に危ふし、寧ろ兵なく、力なく、惟礼儀柔順、以つて外に對し、所謂柔よく剛を制すを以て国を保つに如かず」云々と、住民の意思を代表して、非武装中立論を主張して反対した事実を御存じないはずがありません。

この沖縄県民の意思が、国家権力によってじゅりりんされ、その後、第二次世界大戦争に突入することによって、空軍を主とする軍の派遣が強められ、実に十六カ所の飛行場が建設され、広大な民有地が、国家総動員法によって強引に軍用地として接収されたのであります。

さらに戦後、沖縄県がアメリカ軍政の支配を受け、問題の接収地は一方的に国有地として登録されたのであります。昭和四十六年四月二十一日付「沖縄タイムス」によりますと、これらの接収地は、地主たちの所有権の返還を叫び続ける声もはばまれたままで、これらの地主たちの独自の調査によつて、嘉手納空軍基地をはじめ、那覇空軍基地等三百五十三万坪に及ぶ接収地が、国有地を管理する大蔵省に、国家総動員法によって接収をさ

し、是れ断然御達相成たる所以なり」云々といり、当時の政府の強権的な一片の通達で熊本鎮台分営所が強行設置されたこと、そしてこれに対して当時の沖縄藩庁が「琉球は、南海の孤島にして、如何なる兵備を為し、如何なる方策を設くる」とも、以つて他の敵国、外患に当るべき力なし。此の小国にして兵あり、力あるの形を示さば、却つて求めて敵国、外患を招くの基となし、国遂に危ふし、寧ろ兵なく、力なく、惟礼儀柔順、以つて外に對し、所謂柔よく剛を制すを以て国を保つに如かず」云々と、住民の意思を代表して、非武装中立論を主張して反対した事実を御存じないはずがありません。

この沖縄県民の意思が、国家権力によってじゅりりんされ、その後、第二次世界大戦争に突入することによって、空軍を主とする軍の派遣が強められ、実に十六カ所の飛行場が建設され、広大な民有地が、国家総動員法によって強引に軍用地として接収されたのであります。

さらに戦後、沖縄県がアメリカ軍政の支配を受け、問題の接収地は一方的に国有地として登録されたのであります。昭和四十六年四月二十一日付「沖縄タイムス」によりますと、これらの接収地は、地主たちの所有権の返還を叫び続ける声もはばまれたままで、これらの地主たちの独自の調査によつて、嘉手納空軍基地をはじめ、那覇空軍基地等三百五十三万坪に及ぶ接収地が、国有地を管理する大蔵省に、国家総動員法によって接収をさ

し、是れ断然御達相成たる所以なり」云々といり、当時の政府の強権的な一片の通達で熊本鎮台分営所が強行設置されたこと、そしてこれに対して当時の沖縄藩庁が「琉球は、南海の孤島にして、如何なる兵備を為し、如何なる方策を設くる」とも、以つて他の敵国、外患に当るべき力なし。此の小国にして兵あり、力あるの形を示さば、却つて求めて敵国、外患を招くの基となし、国遂に危ふし、寧ろ兵なく、力なく、惟礼儀柔順、以つて外に對し、所謂柔よく剛を制すを以て国を保つに如かず」云々と、住民の意思を代表して、非武装中立論を主張して反対した事実を御存じないはずがありません。

この沖縄県民の意思が、国家権力によってじゅりりんされ、その後、第二次世界大戦争に突入することによって、空軍を主とする軍の派遣が強められ、実に十六カ所の飛行場が建設され、広大な民有地が、国家総動員法によって強引に軍用地として接収されたのであります。

さらに戦後、沖縄県がアメリカ軍政の支配を受け、問題の接収地は一方的に国有地として登録されたのであります。昭和四十六年四月二十一日付「沖縄タイムス」によりますと、これらの接収地は、地主たちの所有権の返還を叫び続ける声もはばまれたままで、これらの地主たちの独自の調査によつて、嘉手納空軍基地をはじめ、那覇空軍基地等三百五十三万坪に及ぶ接収地が、国有地を管理する大蔵省に、国家総動員法によって接収をさ

昭和四十八年九月二十二日 参議院会議録第三十六号 防衛庁長官山中貞則君問責決議案

九八六

れたという記録もなく、国有地としての登録もされていまいことが明らかにされたということであります。

時間の都合もありますので、具体的例は多く申し上げませんが、沖縄県民が国家権力によって強引に軍隊を押しつけられ、太平洋戦争によって数十万の同胞、家族を失い、さらに、いま述べたように全く理不尽な土地の取り上げが行なわれたままになっているのであります。

さらに、終戦後、米軍の接収によって米軍基地はますます拡大強化され、米軍の極東地域戦略基地として固定化され、米軍によって県民が数々の被害を受け、基地によって開発がはげまれ、民生不安のまま今日に及んでいることは、いまさら列挙するまでもございません。総理府総務長官時代、閣内第一の沖縄理解者としてみずから任じていた山中貞則君が、この間の事情を知らないとは言うはずがありません。

そして現在、政府に対して沖縄県民が何を最も強く望んでいるのか。それは第一に、アメリカの軍事基地の撤去であり、自衛隊の配置のない、言いかえれば火薬のにおいのない平和な緑の島、十分に土地を利用しての開発による繁栄であることは、だれでも骨身にしみてわかっているところであります。それだけに、防衛庁長官に就任した山中貞則君の第一の仕事は、この県民の願望にこたえることではなかったのでしょうか。ところが、実際はこの県民感情をさかなでして、米軍基地の

整理については、基地とも言えない小さな施設を数だけ並べて、多く返還させたかのようにごまかそうと試みているのではありませんか。

特に許すことができないのは、自衛隊の派遣であります。さきに述べましたように、沖縄は二十七年間、アメリカの領域に組み入れられ、米軍の極東における最大最重要基地であったし、現在も変わっておりません。ここにわが自衛隊が軍勢力を常駐させるということは、自衛隊創設以来かつてなかった重大な戦略、装備の変更であって、わが国の憲法上制約されている自衛隊のあり方を根本からくつがえしているのであります。

そしてさらに、明らかに自衛隊法改正なくしては不可能な沖縄派兵を、臨時という名によって合法であるという説明は、まさにベテン師の言いぐさではありませんか。国民を欺き、同時に国会を無視するこの態度こそ、絶対に許すことができないのであります。

さらに、さきに述べた熊本鎮台分営所設置以来の軍アレルギーを持つ沖縄県民感情を知りながら、熊本に本部のある西部方面隊の隷下に沖縄部隊を置くということは、まさに沖縄県民に対する挑発行為ではありませんか。

私は、まず、総務長官時代の山中貞則君に立ち返って、直ちに沖縄にある自衛隊を引き揚げるべきであると思います。同時に、米軍基地の撤去のために最大の努力をなすべきであり、そうした努力の実績を国民に示すべきであるということを強く

く勧告いたします。

私が怒りをもって山中防衛庁長官を問責いたしたいのは、山中貞則君の憲法に対する態度であります。去る九月七日、本院内閣委員会において防衛二法の審議の最中に、歴史に残る長沼判決が出されました。あの判決は、政府が従来主張してまいりました司法になじまない、という思想を正面から否定し、憲法第九条の解釈については、その前文とあわせ考えて、立法の趣旨を追求し、さらに作戦計画、機動力、火力などの戦闘能力、教育訓練の実態、装備、編成など自衛隊の実体を、陸海空幕僚長など多数の証人調べなどによって、その実体を明らかにしたものであります。その結果、侵略的、攻撃的装備、陸海空三軍別に幕僚組織と実戦部隊に分かれた編成、三矢研究、フライングドラゴン、ブルラン作戦など、一連の日米合作による侵略的作戦計画、これを物質的に裏づける三次防、四次防などの軍事力拡張計画などを考えると、どの点から見ても自衛隊は、対外侵略戦争を目的として組織、訓練された武装集団でありまして、憲法の禁止する「陸海空軍その他の戦力」であると断定したのであります。

この判決は、憲法の条文に照らしても、実体論からも、一つの疑問をはさむ余地のない明快な判決であります。この判決が出るや、全国の世論はこれの意義を高く評価し、判決に従って対処すべき国民の声が日増しに拡大されているのであります。

これに対し、山中長官は、下級審の判決に拘束されず、上訴の手続をとった政府の態度を支持し、戦力と自衛力の言語の使い分けを行なって、自衛のための必要最小限度の防衛力というような、わけのわからない解釈論を押し通してまいりました。この解釈は、本来憲法改正を企図しながらも、現在の国民世論、国会の議席差等から憲法改正が不可能であるという立場から、自民党に不利であるという全く利己的な立場からの、権力を背景にしたゴリ押し論にすぎません。

事の合理性を主張し、国民の意思を尊重するという山中貞則君は、ここで、従来の防衛庁のとなってきた立場にとらわれず、次元の高い政治家として、まず判決を尊重し、違憲の自衛隊の解体を前提にしながら、第一に、長沼ナイキ基地を解体し、伐採された保安林を旧状に回復すること、第二に、本院で審議中の防衛二法案を撤回し、一兆円をこえる明年度予算要求を白紙に戻すなどの、最低限度の措置を講ずるべきであったと思ひます。さらに、下級審の判決に拘束されないという立場に立つたにしても、少なくとも、判決を尊重して、謙虚に、現状に凍結して最終判決を待つという態度こそが重要であるべきであります。

政府は、元来、公務員に対しては、起訴された者は休職にするという、一審判決はおろか、起訴の時点で休職を強要してまいったのに、自衛隊は全く拘束されないという抗弁するのは、やはり軍優先の権力的な姿勢であって、許さるべきことではあ

りません。

最後に、文民統制の直接責任者であるべき防衛庁長官の山中貞則君に苦言を呈します。

本院内閣委員会において、わが党の前川君の、自衛隊がクーデターを起こし、あるいは徒党を組んで外国を侵略することに対する対策について質問した際、長官は、文民統制の立場に立って、文人の防衛庁長官が指揮監督の責任をとるのであるから、そのようなことはあり得ないと答弁をされました。しかし、たとえば今回の長沼判決にあつても、長官の許諾を待たずに、判決を予想して、下級審の判決に一喜一憂することは笑止であるなどのパンフレットを作成し、配付をしたという事実があります。長官は嚴重注意をし、別途のパンフレットを作成したのでありますけれども、事柄は小さくありません。制服の独走は、沖繩に對する物資輸送の前例もあり、少なくとも、あり得ないでは済まされない要素が事実として出ていますのであります。

いままで述べてきましたように、国民に對してあらゆる詭弁を弄しながら、軍拡大の道を歩もうとする防衛庁長官の態度を改めない限り、文民統制の保証はあり得ません。嚴重に注意をしておく次第であります。

以上申し上げました一、二の例でもわかりますように、山中貞則君は防衛庁長官として、まず第一に、長沼判決の趣旨に従って、最低限度まず自衛隊を現状に凍結し、逐次自衛隊解体の具体案作

成と実行に取りかかるべきであります。今日まで特に軍事基地問題で各地で国民を欺瞞して強行してきた言動を訂正して、国民の立場に立って、国民の土地は国民に返すなど、振り出しに戻す作業を開始するべきであります。この国民の声に耳をかさざるのであれば、山中貞則君はまさに防衛庁長官として不適格であります。いさぎよくその任を去らんことを強く勧告して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 藤原房雄君。

〔藤原房雄君登壇、拍手〕

○藤原房雄君 私は、公明党を代表いたしましたし、ただいま議題になっております防衛庁長官山中貞則君の問責決議案に對し、数点をあげ、賛成の討論を行なうものであります。

その第一は、先般の札幌地裁における長沼判決に對する山中防衛庁長官の司法権無視の姿勢は、まことに遺憾であるということです。この判決は、自衛隊が完全なる戦力であり、憲法第九条に違反するとして、その違憲の自衛隊が建設する施設は公益上の必要性はないとの判断のもとに、長沼町の住民に勝訴の裁判を行なったものであります。これは、従来から統治行為論を振り回して自衛隊を拡大してきた政府の見解を根柢からくつがえすことに明快な判決であります。また、この判決の意味するところは深く、長年にわたって論争してきた自衛隊の合憲か違憲かの問題につ

いて、三権分立の基本的基盤に立った裁判所が、明確な司法的判断を打ち出したものであり、平和を希求する大半の国民が高く評価しているのであります。もちろん、今回の判決は一審における判決であり、最高裁のそれではないにしても、政府は厳粛に受けとむべきであります。そうして、少なくとも最終結論が出るまでは自衛隊を現状に凍結すべきであり、現在審議中の防衛二法案は、その責任者たる山中防衛庁長官みずからの手によって撤回するべきであります。ところが、山中長官は一かからの反省もなく、この厳正な判決に傲慢にも反論を繰り返しているのであります。山中防衛庁長官は、違憲判決の当日、全国の自衛隊員に對する演説の中で、地裁の判決は重大な判断の誤りをおかしている、この判決があつたからといって、自衛隊の運営や防衛力整備の方針に変更を加えるつもりは毛頭ないと言いつつ切っているのであります。これは憲法に規定された三権分立を破壊し、司法権を踏みにじる重大な過失をおかすものであります。また、この発言は、国民に限りなき憂慮を巻き起こすものであり、国務大臣として、その責任は重大であると言わざるを得ないのであります。これでは、とうてい防衛庁長官としての任をゆだねることはできないと私は思うのであります。

次に、私は、最近の山中防衛庁長官の憲法無視の言動に、驚きと憂慮と慨嘆を禁じ得ないのであります。昨年、あの全國民待望の沖繩返還に際しては、山中氏は、総理府総務長官として一応評価に値する活動をされ、自民党の中でも数少ない良識の人として、国民の期待を集めたのであります。ところが、防衛庁長官に就任されるや、党の圧力に屈したのか、国民の期待を裏切つて、憲法を踏みにじるという最大の罪を犯そうとしているのであります。

自衛隊は、昭和二十九年七月に設置されるや、第一次防、二次防、三次防、そして第四次防と、軍備を拡大し、何と四次防では五兆円をこえるばく大な予算であり、来年度予算の概算要求では一兆円をこえているのであります。今日では、この軍備拡大政策を正当づけるため、自衛隊は戦力ではないという詭弁によって、いつの間にか、その勢力は世界の第七位に進出せんとしているのであります。この自衛隊を戦力と言わずして何を戦力と言うのでありましょうか。この点については、すでに法曹界の九割に及ぶ学者が、現在の自衛隊は陸海空三軍であり、明らかに憲法違反であると指摘しているのであります。あの数百万人の同胞を失つた悲惨な第二次世界大戦後、もう二度と戦争を起こしてはならない、そのための戦力は永久に持たないと、国民の血の叫びとして制定されたわが国が世界に誇る平和憲法を、政府は何と心得ているのでありましょうか。

憲法は、言うまでもなく、国家の最も重要な基本法であります。今回の長沼判決に見られるように、今日ほど平和の叫ばれる時代はありません。いまこそ、山中防衛庁長官は、過去の政府が取り

昭和四十八年九月二十二日 参議院會議録第三十六号 防衛庁長官山中貞則君問責決議案

九八八

統けてきた重大な誤りを深く反省し、平和憲法の原点に立ち返って職務を遂行すべきであると思うのであります。ところが、防衛庁長官は、反省どころか、ますます自衛隊を増強することのみに奔走しているのであります。これでは、憲法を踏みにじってきた歴代の防衛庁長官と何ら変わるどころがないばかりか、これだけ長沼判決に国民の支持がありながら、その声を無視する長官の責任は重大であり、力で押し切ろうとする暴挙であると言わざるを得ないのであります。

次に、私は、時代に逆行し、日本を再びアジアに対する侵略的軍事国家に仕立て上げようとする山中防衛庁長官に、深い憤りを覚えるのであります。いまや、日本を取り巻く諸情勢は、長い冷戦時代から脱却し、ベトナム和平を契機に、米ソ核不戦条約の締結等、新しい平和への幕明けの時代へと入ったのであります。しかしながら、わが国はいまだに軍国主義化が内外で危惧され、良識ある国民の最大の悲しみとなっているのであります。いまこそわが国は、平和国家の進路を明らかにすると同時に、さらに平和に徹するとの姿勢を内外に強く印象づけ、定着させる努力が目下最大の急務であると思うのであります。それにもかかわらず、相変わらず日米安保のもとで、冷戦時代の考えから一歩も出ず、四次防、五次防へと、自主防衛の名のもとに軍事力拡大政策のみに狂奔している姿は、世界平和への道を踏みにじり、日本の自主外交の重大な障害となり、これこそ国民の利

益に反すると言わざるを得ないのであります。

この国際情勢の分析をもとに、わが国がとるべき安全保障政策の方向は、外にあっては積極的な平和外交を推進することであり、内にあっては社会保障、社会福祉の充実によって内政のひずみをすみやかに取り除き、明るい豊かな国民生活を築くことが何よりも肝要なのであります。しかるに山中防衛庁長官は、四次防を強力に推し進めるため、いたずらにまぼろしの脅威のみを想定し、軍事力の強化のみに狂奔しているのは、時代錯誤もはなはだしいと言わざるを得ないのであります。それを反省せず、改めもしないで危険な道を歩む山中防衛庁長官に、一日も早くそのいすを去っていただくことが、日本の平和と独立と国益を守るためには、何よりも必要であると確信するものであります。

以上申し上げまして、山中防衛庁長官の問責決議案に対し賛成の意を表し、討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 上田哲君。

(上田哲君登壇、拍手)

○上田哲君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提出されました防衛庁長官山中貞則君の問責決議案に、賛成の討論を行いたいと思います。

私がこの問責決議案に賛成をする論拠の第一は、すでに論理的にも実面的にも完全に破綻し去った日本の軍事防衛構想を、さらに強引に推し進めよ

うとする態度そのものにあります。

今日の日本の自衛力は、たとえば防衛費そのものについて見ましても、イギリス「ミリタリー・バランス」の示すところによれば、たとえば、かの三次防中葉においては、世界の第十三位でありました。インドの下でありました。四次防に入らんとするに至って、十一位のランクを得、今日四次防二年目にして、すでに世界の七位になろうとしております。アメリカ、ソビエト、中国、そしてドイツ、イギリス、フランス、イタリアを抜くとして、この大きな軍事力が、一体、いかなる構想と可能性の中に構築されているのかという点を、このように大きな税金を行使する政府としては、また担当者としては、大きく国民に説明力を持たなければならぬと思います。しかるに今日、たとえばどのような脅威があるというのでありましょうか。自衛隊の防衛構想は、その当初、いわゆる戸締まり論から発足いたしました。どろぼうが来るのに、かきが必要ないかというこのきわめて単純な設定も、当時の冷戦構造、一九五〇年代の世界情勢の中では、何がしかの説明力を持っていたことも事実であります。しかし、そのような考え方は、マクナマラ理論の徹底的な破綻にあわせ、やがてかばそい抑止力論に変わらざるを得ない現状に到達をいたしました。しかも、今日自身は、その抑止力論すら物理的にこれを立論することができない状態の中で、わずかに、安保ワク組み論などというアンシャンレジ

ム保持の理論以外には立ち得ない状況に立ち至っております。

このように破綻をした脅威論、防衛庁のことはをかりれば、年間一兆に達せんとする防衛費の根拠をなすものは、諸外国の脅威の見積もりであります。しかるに、そのような脅威はどこから発するのでありましょうか。いかなる国が日本に攻めてくるのでありましょうか。という問いに対しては、政府は明確にこれを答える資料を持ち得ないのであります。このような、具体的に脅威の実存を説明することのできない中で、たとえばこの脅威に向かつて説明する防衛庁のことは自身を取り上げるならば、まことにこっけいむざむざ用語の羅列になるのでありまして、脅威のプロバビリティから発足をし、やがて脅威のプロバビリティに達し、今日は脅威の潜在的ポシビリティというところと到達せざるを得ないという、実体的、用語的破綻に到達をしております。このような状況で、なおこのような巨額な軍事費を持つことの理由は、いかにも国民に向かって説明力を持たないと言わなければなりません。

百歩を譲って、しかるにそのような外敵の侵襲がもしあった場合、どのような抵抗力を持つかという問題もすでに破綻をいたしております。

一般に、一国が他国を攻撃をし侵略をするというのとは、たとえば一つ、資源の要求であります。われわれの国に、他国がよだれをたらすようななどのような資源があるでありましょうか。この資源

を工業生産力と呼びかえてみたとしても、軍隊をもつて圧迫をする形の中で、日本の生産性がどのように他国に利し得るでありましょうか。資源論は笑止千万であります。まことに資源論は、小学生的レベルにおいてすら説明力を持たないと言わなければなりません。

次に、領土の問題であります。わが国の領土が、どのような他国の利益を喚起する理由を持つてありましょうか。この狭隘な国土に、私たちは外敵の侵略の可能性を見つけないことは、きわめて不可能だと言わなければなりません。

残るところは、他国によってみずから脅威となるべき、その国の軍事的攻撃力でありま。つまり具体的に言うならば、われわれの国にあるすべての箇先が、ある一国を仮想敵として向けられているときに、向けられたその国は、事前にその基地をたかなければならないという論理が生じてまいります。そのような状況を、実は高めることではなくて、下げることに私たちの平和構想がなければならぬにもかかわらず、今日の防衛構想は、そのような一方的仮想の中においてのみ巨大な軍備の拡充に狂奔をしているという姿であります。

また、説をなす者は、思想の輸出である、日本革命の導入であるという意見もあるようでありま。ちなみに反論をいたしたい。もしそのような事態がありとすれば、そのような思想をわずかな軍隊によって鎮圧できると考えていること自体

が、笑止千万であると言わなければならないと思います。(拍手)

このような立場で、しかも千歩譲って、もしわが国に若干の脅威ありとして、しからば今日、二十六万になんんとする三軍自衛隊が、どのような抵抗力、防御力を有するかと問題について申し上げるならば、たとえば一昨々日の本院委員会の討議においても、防衛庁当局は、具体的な数字をもつて答えることを放棄したのであります。防衛局長の答弁にいわく、今日われわれの国は、われわれ防衛庁がそのような試算をすることが不可能であります。——たとえば、あの長沼判決が発表をいたされましたその二日後に、「ニューズウィーク」は、日本の軍事力を称して、抵抗力をわずかに数時間ないしは数日という規定をいたしました。この例示に対して、防衛庁当局の説明は、そのような積算をすること自体が今日の防衛庁の能力の範囲外にあるという答弁しかできなかったのがあります。わずかに、もし万一、いうところの脅威が発動し、世界の一流軍事国の来寇もしありとするならば、それに対して、今日營々として築いているはずの自衛隊が防御力を発揮するその能力は、わずかに数時間ないしは数日であるということとであるならば、はたして、その武力防御論の根底はいずかに保障を求めるものでありましようか。それはすなわち、しよせんするところ、日米安保条約とかさの中での補助論をかりなければならぬのであります。とするならば、わ

が国の自衛隊は、ひつきようするところ、巨大なるアメリカ軍の補助機能部隊でしかないという帰着に到達せざるを得ないではありませんか。私たちの国が単に他国の、世界の軍事国の一極をなすその一方の軍事体制の一補助機関であることによつて、いかにしてわが国の主権と独立を守り得るという軍事構想が全きを得るでありましようか。

このようにして、完全に破綻をした防衛構想の中で、なお世界の四位ないし五位を目ざそうとする今日の防衛構想のあり方に、私は大きな破綻を指摘し、このような破綻の構想の上に立つて、なお巨大な軍備増強をはかりとする防衛庁長官の不適合について、強く論難をしなければならぬと思います。

第二に、私が申し上げたいことは、今回の長沼判決に明記された、まことに論理明快な憲法違反論についての防衛庁長官の姿勢であります。

私はここで、去る二十七年、鈴木茂三郎氏によつて提起された警察予備隊違憲訴訟の経緯を想起するのであります。あの違憲訴訟に対して、当時の最高裁判所長官横田喜三郎氏以下大法廷の判決は、具体的な問題の紛争にかかわらない限り、最高裁の判断はこれを下し得ないとして却下をいたしました。具体的な問題について、裁判所の判断がそれ以外にあり得ないという法理の虚構のゆえに、自来、警察予備隊が保安隊と化し、そして二十九年自衛隊となつて今日、二十六万の大軍備が

成立するに及び、北海道馬追山の農民が具体的に山林を追われるという被害を前にしなければ、日本国の司法権はこれについての合憲、違憲の判断をすることさえできなかったという事態に、二十年の歳月をかけて私は感慨なきを禁じ得ないのであります。

私はここで、今回の判決というものが、さきの提案趣旨の中にもございましたように、たとえば一方に合憲の意見がある、他方に違憲の判断がある、裁判所が、その二つのいずれかに對して初めて意見を述べたというものではない点を明らかにしなければならぬと思います。公法学者、憲法学者のすべての人々といふべき方々が、この憲法九条にまつところから違反するということを今日まで論じ尽くされておりました。そのみではありません。高等学校の教科書で、憲法九条を読む高次生の常識において、このような軍隊を持つことが憲法違反でない論する根拠はありません。すなわち、学理において、常識において、二十年間それ以外にあり得なかつた憲法違反論が、政治の圧力のかさのことで、司法裁判所のはつきりした姿勢を求めることのある得ない政治状況の中で、二十年の空白を持ったことに、私は耐えがたいふんまんを持つてあります。今日、学理と常識と、その双方がこれ以外にあり得ないとする判決は、それ以外の考え方は、いかに控訴上告の結論を待つといえども、とうてい理性をもつてはこれ以外の判決を見ることはできないと論断をするの

昭和四十八年九月二十二日 参議院會議録第三十六号 防衛庁長官山中貞則君問責決議案

が、常識と法理の見解であると思います。このような立場に立つ限り、たとえば政府は、これに対して統治行為論を掲げるのであります。統治行為論とは、たとえば政府の答弁に言うごとく、単なるポリテクニカルクエッションであります。政治課題にしからずまっせん。野蠻の諸国ならともかく、近代法治国家と呼ぶべきわれわれの国で、本来、司法裁判所にゆだねられている憲法八十一條、違憲立法審査権に、何の例外も原則的であつてはならないことは言うまでもありません。今日、このような違憲立法審査権に行政府が足を踏み込み、あまたの例外をつくることは、日本の法治主義を亂し、日本の近代主義を野蠻の方向に導こうとするもの以外の何ものでもないことを、国会の最高機関として、わが参議院は深く心に銘すべきであると思います。(拍手)

このような立場で考えるならば、いかなる論点からこれをつくといえども、いかなる理性においてこれをひもとくといえども、今回の長沼ナイキ裁判の結論は、その法の定める理念と実体において、みごとに論理の完結を果たしたものと云うべきでありますし、私たちは、その立場でこそ、二十年の政治的既成事実を、いかに政府が、二十年の既成事実をどのように積み上げたとしても、憲法の命ずる原点に対してはその力を全く持たないということ、ここに確認をしなければならぬと思います。(拍手)

そのような原点に立ち戻つて考えるならば、日

本国憲法は明らかに軍備を禁じ、明らかに積極中立政策をとることを、二十年前この議場で確認をしたはずであります。二十年間の政府の答弁を見るならば、たとえば当時の吉田茂総理は、いかなる自衛のためといえども軍備を持つことはできないという答弁を行ない、満場割れるような拍手と、当時の議事録は記録をしております。それに対して、今日二十年、いかに年移り星かわるといへども、憲法に対するこのような解釈が、カメレオンのごとく変わることが許されていいではありませんか。私たちはその立場で、この原点に返つての明らかな平和主義、明らかな積極中立政策を、憲法の教える方向に従つて、いま、政治の最大眼目として努力すべきことを誓わなければならぬと思います。

このような立場からいうならば……

○議長(河野謙三君) 上田君、上田君、時間がだいぶたつていますから……

○上田哲君(純) 結論にいたします。

このような立場から言うならば、司法に対する行政の三権分立の形式からして、大きく世論に対する政治のあり方からして、山中防衛庁長官は、少なくとも、われわれの立場とは別に、政府側の発意として、たとえばだいたいま提案されております防衛二法を直ちに撤回をし、あるいは危険な四次防衛凍結する等々の立場をとられることが、政治的立場としてせめて最低限の中正でなければならぬと思います。しかも、そのような声にさか

らつて、このような強行軍備増強を続ける先頭に立つ山中防衛庁長官に対し、私は行政府としての不適格を強調しなければなりません。

そのような立場で、防衛庁長官山中貞則君の退陣を強く要求して、私の賛成討論を終わりたいと思います。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて討論は終局いたしました。

これより防衛庁長官山中貞則君問責決議案の採決をいたします。

表決は記名投票をもつて行ないます。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十二票
白色票 八十三票
青色票 百二十九票
よつて、本案は否決せられました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

堀出 啓典君	喜屋武眞榮君
山田 勇君	内田 善利君
藤原 房雄君	青島 幸男君
原田 立君	上林繁次郎君
矢追 秀彦君	峯山 昭範君
田代富士男君	柏原 ヤス君
中尾 辰義君	渋谷 邦彦君
鈴木 一弘君	宮崎 正義君
山田 徹一君	二宮 文造君
多田 省吾君	白木義一郎君
小平 芳平君	田 英夫君
上田 哲君	工藤 良平君
戸田 菊雄君	前川 且君
沢田 政治君	野々山一三君
大橋 和孝君	杉山善太郎君
松永 忠二君	森中 守義君
西村 関一君	林 虎雄君
中村 英男君	阿具根 登君
森 元治郎君	山崎 昇君
羽生 三七君	藤原 道子君
鶴園 哲夫君	鈴木 強君
片岡 勝治君	辻 一彦君

佐々木静子君	須原 昭二君
香脱タケ子君	小谷 守君
神沢 淨君	鈴木美枝子君
宮之原貞光君	加藤 進君
竹田 四郎君	安永 英雄君
小笠原貞子君	田中寿美子君
川村 清一君	中村 波男君
鈴木 力君	森 勝治君
村田 秀三君	塚田 大願君
星野 力君	松本 賢一君
小林 武君	瀬谷 英行君
矢山 有作君	西ヶ久保重光君
渡辺 武君	須藤 五郎君
横川 正市君	戸叶 武君
小柳 勇君	河田 賢治君
岩間 正男君	加瀬 完君
吉田忠三郎君	小野 明君
成瀬 幡治君	藤田 進君
秋山 長造君	野坂 参三君
春日 正一君	

反対者(青色票氏名)

高田 浩運君	百二十九名
今 春聰君	玉置 猛夫君
温水 三郎君	熊谷太三郎君
森 八三一君	濱田 幸雄君
中村 登美君	小山邦太郎君
斎藤 十朗君	松岡 克由君
	中西 一郎君

君 健男君	細川 護熙君
原文兵衛君	橋本 繁蔵君
中村 領二君	棚辺 四郎君
竹内 藤男君	中山 太郎君
永野 鎮雄君	山崎 五郎君
長屋 茂君	若林 正武君
松垣徳太郎君	小林 国司君
亀井 善彰君	長田 裕二君
石本 茂君	佐藤 隆君
林田悠紀夫君	安田 隆明君
源田 実君	二本 謙吾君
丸茂 重貞君	河口 陽一君
玉置 和郎君	山内 一郎君
宮崎 正雄君	木島 義夫君
小笠 公昭君	堀本 宜実君
大森 久司君	白井 勇君
植木 光教君	青木 一男君
植竹 春彦君	木内 四郎君
杉原 荒太君	上原 正吉君
松平 勇雄君	卯木 亨弘君
古池 信三君	塚田十一郎君
重宗 雄三君	鬼丸 勝之君
鈴木 省吾君	大松 博文君
増田 盛君	矢野 登君
志村 愛子君	高橋 邦雄君
柴立 芳文君	古賀雷四郎君
黒住 忠行君	河本嘉久蔵君
初村瀧一郎君	渡辺一太郎君

山崎 竜男君	世耕 政隆君
斎藤 寿夫君	星野 重次君
上田 稔君	高橋雄之助君
菅野 優作君	佐田 一郎君
佐藤 一郎君	中津井 真君
寺本 広作君	久保田藤磨君
木村 睦男君	柳田桃太郎君
船田 譲君	町村 金五君
橋 直治君	高橋文五郎君
岡本 悟君	徳永 正利君
鹿島 俊雄君	米田 正文君
柴田 栄君	大谷藤之助君
大竹平八郎君	江藤 智君
伊藤 五郎君	平井 太郎君
安井 謙君	西田 信一君
後藤 義隆君	那 祐一君
迫水 久常君	吉武 恵市君
塩見 俊二君	鍋島 直紹君
山本敏三郎君	稲嶺 一郎君
寺下 岩蔵君	川野辺 静君
金井 元彦君	片山 正英君
梶木 又三君	嶋崎 均君
今泉 正二君	園田 清光君
山本茂一郎君	藤田 正明君
平泉 涉君	楠 正俊君
土屋 義彦君	内藤三郎君
西村 尚治君	平島 敏夫君
山本 利壽君	山下 春江君

新谷寅三郎君
増原 恵吉君
八木 一郎君
前田佳都男君
田口長治郎君

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに
ついてはおかりいたします。

表決は記名投票をもって行ないます。日程に追
加して本案を議題とすることに賛成の諸君は白色
票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投
票願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございません
か。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉
鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。
投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じま
す。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百二十票

昭和四十八年九月二十二日 参議院會議録第三十六号 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を日程に追加して議題とするの件

九九二

白色票 百二十九票
青色票 九十一票
よって、日程に追加して本案を議題とすることに決しました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

百二十九名

高田 浩運君 玉置 猛夫君
今 春曉君 熊谷太三郎君
温水 三郎君 濱田 幸雄君
森 八三一君 小山邦太郎君
中村 登美君 松岡 克由君
齋藤 十朗君 中西 一郎君
君 健男君 細川 護熙君
原文兵衛君 橋本 繁蔵君
中村 禎二君 棚辺 四郎君
竹内 藤男君 中山 太郎君
永野 鎮雄君 山崎 五郎君
長屋 茂君 若林 正武君
松垣徳太郎君 小林 国司君
亀井 善彰君 長田 裕二君
石本 茂君 佐藤 隆君
林田悠紀夫君 安田 隆明君
源田 実君 二木 謙吾君
丸茂 重貞君 河口 陽一君
玉置 和郎君 山内 一郎君
宮崎 正雄君 木島 義夫君
小笠 公韶君 堀本 宜実君
大森 久司君 白井 勇君

植木 光教君 青木 一男君
植竹 春彦君 木内 四郎君
杉原 荒太君 上原 正吉君
松平 勇雄君 鈴木 亨弘君
古池 信三君 塚田十一郎君
重宗 雄三君 鬼丸 勝之君
鈴木 省吾君 大松 博文君
増田 盛君 矢野 登君
志村 愛子君 高橋 邦雄君
柴立 芳文君 古賀雷四郎君
黒住 忠行君 河本嘉久蔵君
初村瀧一郎君 渡辺一太郎君
山崎 竜男君 世耕 政隆君
齋藤 寿夫君 星野 重次君
上田 稔君 高橋雄之助君
菅野 儀作君 佐田 一郎君
佐藤 一郎君 中津井 真君
寺本 広作君 久保田藤蔵君
木村 睦男君 柳田桃太郎君
船田 謙君 町村 金五君
橋 直治君 高橋文五郎君
岡本 悟君 徳永 正利君
鹿島 俊雄君 米田 正文君
柴田 栄君 大谷藤之助君
大竹平八郎君 江藤 智君
伊藤 五郎君 平井 太郎君
安井 謙君 西田 信一君
後藤 義隆君 郡 祐一君

反対者(青色票)氏名

九十一名

迫水 久常君 吉武 恵市君
塩見 俊二君 鍋島 直昭君
山本敬三郎君 船嶺 一郎君
寺下 岩蔵君 川野辺 静君
金井 元彦君 片山 正英君
梶木 又三君 嶋崎 均君
今泉 正二君 園田 清光君
山本茂一郎君 藤田 正明君
平泉 渉君 楠 正俊君
土屋 義彦君 内藤三郎君
西村 尚治君 平島 敏夫君
山本 利壽君 山下 春江君
新谷寅三郎君 前田佳都男君
増原 恵吉君 田口長治郎君
八木 一郎君

塩出 啓典君 喜屋武真榮君
山田 勇君 内田 善利君
藤原 房雄君 栗林 卓司君
藤井 恒男君 青島 幸男君
原田 立君 上林繁次郎君
矢追 秀彦君 木島 則夫君
峯山 昭範君 田代富士男君
柏原 ヤス君 松下 正寿君
中沢伊登子君 中尾 辰義君
渋谷 邦彦君 鈴木 一弘君
宮崎 正義君 田淵 哲也君

高山 恒雄君 山田 徹一君
二宮 文造君 多田 省吾君
白木義一郎君 小平 芳平君
向井 長年君 村尾 重雄君
田 英夫君 上田 哲君
工藤 良平君 戸田 菊雄君
前川 且君 沢田 政治君
野々山一三君 大橋 和孝君
杉山善太郎君 松永 忠二君
西村 関一君 林 虎雄君
中村 英男君 阿貝根 登君
森 元治郎君 山崎 昇君
羽生 三七君 藤原 道子君
鶴岡 哲夫君 鈴木 強君
片岡 勝治君 辻 一彦君
佐々木静子君 須原 昭二君
香脱タケ子君 小谷 守君
神沢 浄君 鈴木美枝子君
宮之原貞光君 加藤 進君
竹田 四郎君 安永 英雄君
小笠原貞子君 田中寿美子君
川村 清一君 中村 波男君
鈴木 力君 森 勝治君
村田 秀三君 塚田 大願君
星野 力君 松本 賢一君
小林 武君 瀬谷 英行君
矢山 有作君 西ヶ久保重光君
渡辺 武君 須藤 五郎君

横川 正市君 戸叶 武君
小柳 勇君 河田 賢治君
岩間 正男君 加瀬 完君
吉田忠三郎君 小野 明君
成瀬 幡治君 藤田 進君
秋山 長造君 野坂 参三君
春日 正一君

○議長(河野謙三君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(河野謙三君) これより内閣委員長の報告を求めるのでありますが、片岡勝治君外三名から、委員会審査省略要求書を付して、

内閣委員長高田浩運君解任決議案が提出されておりますので、まず本決議案についておはかりいたします。

内閣委員長高田浩運君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して、これを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、本案を議題といたします。

これより発議者の趣旨説明を求めます。片岡勝治君。

内閣委員長高田浩運君解任決議案
右の議案を発議する。

昭和四十八年九月二十二日

発議者

片岡 勝治 黒柳 明
高山 恒雄 野末 和彦
賛成者 足鹿 覺 阿具根 登
曹ヶ久保重光 秋山 長造
上田 哲 占部 秀男
小野 明 大橋 和孝
大矢 正 加瀬 完
加藤シヅエ 川村 清一
神沢 浄 小谷 守
小林 武 小柳 勇
佐々木静子 沢田 政治
須原 昭二 杉原 一雄
杉山善太郎 鈴木 強
鈴木美枝子 鈴木 力
瀬谷 英行 田中寿美子
田中 一 竹田 現照
竹田 四郎 辻 一彦
鶴園 哲夫 田 英夫
戸叶 武 戸田 菊雄
中村 波男 中村 英男
成瀬 幡治 西村 関一
野々山一三 羽生 三七
林 虎雄 藤田 進

賛成者

賛成者

内閣委員長高田浩運君解任決議案
本院は、内閣委員長高田浩運君を委員長職に

参議院議長 河野 謙三殿

藤原 道子 松本 忠二
松本 英一 松本 賢一
宮之原良光 村田 秀三
森 勝治 森 元治郎
森中 守義 矢山 有作
安永 英雄 山崎 昇
横川 正市 吉田忠三郎
和田 静夫 阿部 憲一
内田 善利 柏原 ヤス
上林繁次郎 小平 芳平
沢田 実 堀田 啓典
沢谷 邦彦 白木義一郎
鈴木 一弘 田代富士男
多田 省吾 中尾 辰義
二宮 文造 原田 立
藤原 房雄 三木 忠雄
峯山 昭範 矢追 秀彦
山田 徹一 木島 則夫
栗林 卓司 田淵 哲也
中沢伊登子 中村 利次
萩原幽香子 藤井 恒男
松下 正寿 向井 長年
村尾 重雄 青島 幸男
山田 勇

り解任する。
右決議する。

理由

内閣委員長高田浩運君は、七月十七日午後三時三十分、内閣委員会において、議会制民主主義の根幹を忘れ、参議院改革の申し合せを蹂躪する無様な強行採決をおこない、本院の名を著しく傷つけた。

さらに、内閣委員長高田浩運君は、委員会審議が再開され、質疑を続行し、質疑が終つたときに賛否意見を明らかにし採決をおこなうべきにもかかわらず、充分な審議をおこなわないままに前回強行の委員長報告を本会議でおこなうとしていく。

よつて、本院は、高田浩運君を内閣委員長の職責より解任する。

〔片岡勝治君登壇、拍手〕

○片岡勝治君 私は、日本社会党、公明党並びに第二院クラブを代表いたしまして、ただいま議題となりました内閣委員長高田浩運君を解任する決議案について提案説明をいたします。

まず、初めに案文を朗読いたします。

内閣委員長高田浩運君を解任する決議案
本院は、内閣委員長高田浩運君を解任する。
右決議する。

昭和四十八年九月二十二日

昭和四十八年九月二十二日 参議院會議録第三十六号 内閣委員長高田浩運君解任決議案

理由。

いまだ、ここでその理由を申し上げるまでもないことではありますけれども、事は議会制民主主義の危機を招来しているだけに、その理由を国民の前に明らかにすることがわれわれの責務であると思いますので、詳細に御説明を申し上げたいと思います。(拍手)

さて、内閣委員会は、御承知のように、いわゆる重要法案といわれております防衛二法をかかえているだけに国民の注視的であり、したがって、その運営については、より民主的に、かつ、徹底的な審議が期待されてきたことは当然であります。かてて加えて、参議院が真に国民の期待にこたえ、その機能を發揮するために、全会派あげてその民主的改革に着手、その積み上げに全力を傾注しているときでもあり、いやしくも当委員会の運営いかんによって、この改革が一步たりとも後退は許されない立場にあったわけでありました。この歴史的な課題ともいべき参議院改革は、もちろん全議員の責務でありますけれども、なかんずく、議長をはじめとする院の役員が率先垂範、態度で示さなければならぬわけでありました。内閣委員長ももちろんそのための重要な役割りをにならなければなりません。

さて、当の高田委員長は、この課題にどのようなこたえたでありましょうか。結果は、重なる背信行為と非民主的手段によって、参議院の民主的改革がなだれを打ってくずれ去り、いまその責任

を追及しなければならぬことは痛恨のきわみであります。

さて、その具体的な事実を申し述べましょう。

その第一は、七・一七事件であります。すなわち七月十七日午後、内閣委員会は、真剣な面持ちに囲まれて防衛二法の審議を開始いたしました。それもそのはず、この日初めて野党質問が、わが社会党の上田哲委員によつて開始され、白熱した論議が期待されたからであります。ようやく熱のこもった質疑応答が進んできた午後三時三十分、自民党委員長から奇声が発せられるや、委員長は待ちかまえたごとく、手にしたメモで何事かを言わんとしました。一瞬大混乱、やがて拍手とともに自民党の諸君は退場していったのであります。静まり返った委員会室は、あたかも暴風に襲われたあとのごとく、ただ驚き、やがて憎しみの空気に満ちあふれたのであります。まさに政治的暴力がまかり通つたのであります。かくのごとく議会制民主主義は汚され、踏みにじられ、参議院史上最大の汚点が残されたのであります。すなわち、力によつて自己主張を貫こうとする前近代的政治暴力が、じゃま者は消滅の論理が、良識の府という名の参議院の内閣委員会において、白昼堂々と行なわれたのであります。

この時点は、実質的には会期末の最後の二週間でありました。したがって、並行審議を進めてきた当委員会は、十七日の火曜日には建設省設置法を、十九日の木曜日、定例日は防衛二法を、会期

末でもありますので、その他の定例日はすべて防衛二法の審議をやらう、こういうことになっていたのであります。ところが、自民党は、党内の強硬意見を押えるためにも、最初の定例日である火曜日に何とか防衛二法の審議をしていただきたい、その実績ができれば、自民党内の強硬意見を押えることができるのだ、頼む、頼むと切々と訴えてきたのであります。そのかわりに、定例日外の水曜日には建設省設置法を審議してよい、こういう案が出されたわけでありました。私どもも、自民党の党内事情について必ずしも理解を示さないわけではありません。そこで、いろいろ話し合いをした結果、それでは十七日の定例日の午前中は建設省設置法を、午後は防衛二法を、そして水曜日には建設省設置法を審議しようということで話し合いがついたのであります。そのときすでに強行採決のうわさがあつたわけでありましたけれども、自民党は、このように審議日程を振りかへてもらつてどうして強行採決などでき得ようか、そういうことを繰り返して私どもに示したわけでありました。それで、こうまでして、しかもなおかつ裏切り行為があるとすれば、それは正常な人間のするわざではありません。しかし彼らには、この十七日の午後は何としても防衛二法の野党質問が至上命令であつたのであります。それは、文教、運輸、社労とこの内閣の四委員会の同時強行採決をたくらんでいたものであります。その謀略は、みごとに、まさに卓越せるベテニ師のしわざ

であつたわけでありました。人の好意と善意を、かくもむざんに踏みにじつた例はそうあるまい。国民が激怒し、政治不信をかり立てるのは当然のことであります。しかし、もし内閣委員長たる高田浩運君が、真に議会制民主主義を守り、政治的道義心、政治的良心に立つてこの危険な時点に対処していったとするならば、この政治的破廉恥行為は回避し得たと思ふのであります。この行動のあと、彼らは拍手と歓声に迎えられたと伝えられております。しかし、私はふと考えました。いま悲憤慷慨をしておりますけれども、もし立場を異にしたならばと。議会制民主主義の破壊者として政治的良心に苦しむであろう、胸を張つて国民の前に出ることにはばからざるを得ないであろう、そう思つたとき、彼らの歓声は民主主義破壊者への、みずからへの嘲笑と挽歌と言へるものであります。このおそるべき政治暴力は、形を変えていま再びここに繰り返されようとしているのであります。

御承知のように、七・一七事件のあと、自民党は、その行為を陳謝し、再びこのような行動をとらないこと、委員会の運営は理事会の協議によること等、いわゆる正常化のための誓約が行なわれました。この協定の趣旨は、議員の固有の権利である委員会における審議権を保障したものと云えるであります。したがって、この保障された議員の権利をどのように行使させるかは、かかつて委員長の双肩にあつたわけでありました。しかる

に、委員長及び自民党理事は、事あるごとに野党質問の制限や議事を強要し、正常化の趣旨がゆがめられてきたのであります。しかし私たちは、このような圧迫と戦いながら、まさに慎重審議を続けてまいりました。しかるに、九人の野党委員の質問のうち、三人が終わり、四人目に入ったところで、このような形で実質的に質疑が打ち切られ、さきに触れた政治暴力がまたしてもまかり通らんとしているのであります。

このような動きの中で、高田委員長は何をしてくれたものでありましょうか。委員長が、さきの七・一七事件の深い反省に立ち、そしてその償いに一片の政治的良心があるというならば、さらには、正常化協定はあくまでも守り抜かなければならないという政治的責任を感じるものがあるとするならば、内閣委員会の審議の中断には断固として抵抗し、委員会における委員の審議権の保障をはかるべきであります。

七・一七事件のあと、最初の理事会において私は次のことを申し上げました。私は誠意をもって理事会に臨み、事委員会の運営については信頼関係に立って対処してきたつもりである。委員長と自民党理事は、このわれわれの行動に対して裏切りをもつてこたえてくれた。私も人間であり、議員であり、政党人です。この償いを求めます。必ずこの会期中に果たしてもらいますと。よもやお忘れではありませんまい。しかし彼は、この課題を果たすどころか、再びわれわれの審議権を剝奪い

たしました。

私は深く感じました。彼らにはたして政治的良心があるのでしょうか。政治的道義心はいずれにあるのでしょうか。この数いのない反民主的、いや反人間的とまで言えるこの政治行動こそ、今日の民主主義を瀕死に追いやった最大の要因たるものが明らかになったことを、残念ながら確信を持つに至ったのであります。一般社会においては、重大な破廉恥行為は社会から隔離され、それなりの償いを求められるのであります。政治的破廉恥行為においても当然その償いが求められてしかるべきでありましょう。このことをなさずして、その行動が黙認され、逆にこれが評価され、是認され、万歳が叫ばれるようなことがあるとすれば、それはたとえ、やくざの論理とその世界の温床を認めるにひとしく、その病根を根絶することにならないのであります。委員長の不退転の決意と行動があれば、このたび重なる背信行為と民主主義のじゅうりんは回避されはすであります。これを怠り、いや、積極的にこの力の論理とその行動に加担してきた責任は、きわめて重大と言わざるを得ません。その罪は、委員長解任だけで済まされる問題ではないのであります。

去る九月七日、全国民が注目しておりました自衛隊の合憲か違憲かとしての争いが、長沼判決によって明らかにされました。憲法を正しく受けとめ、学界、法曹界の常識として圧倒的多数派

とされている見解が、そのまま明確にされたのであります。これは、このことに対して言論界をはじめ各方面で大きく取り上げられたわけでありま。これらの意見を総括的に申し上げるならば、いまこそ憲法制定の原点に戻り、憲法に定める日本国憲法の道徳は何か、日本の安全保障はいかにあるべきかを、もう一度振り返って考えるべきときに来た、このことが強調されたのであります。さらには、年々飛躍的に膨張する自衛隊に対して歯どめをかけ、一兆円をこす来年度予算に対しても再検討を加えるべきであるということが強調されたのであります。

ときあたかも防衛二法を審議しておる国会は、この判決に対する見解は異にすれ、この問題の審議が積極的に展開されなければならないはずであります。われわれは要求いたしました。本会議における緊急質問、衆参両院内閣委員会の合同審査、あるいはまた参議院の関係委員会の連合審査、しかし、どれもこれも自民党の拒否するところとなり、実現されませんでした。まさに半身不随の国会というべきでありましょう。参議院改革いずこにありやと言いたいのであります。かろうじて内閣委員会が入時間余が許されただけ。あとは防衛二法の審議の中でやってくれと言。その審議さえも、いま、こうしてその道を閉ざしているではありませんか。もし委員長にこの憲法意識があるとするならば、あるいはまた自衛隊違憲という未曾有の判決の重大性という問題意識がある

とするならば、内閣委員会での審議の中断などできるはずがないわけでありま。たとえ一審といえども、現に国会で審議されておる法律案、しかも憲法解釈の最大の争点となっている自衛隊の違憲が明確に示された以上、その拡大、増強をねらう防衛二法は当然廃案とすべきものとわれわれは考えるわけでありま。しかし、それはさておいても、少なくともこれを機会に、この問題の徹底的な審議が、国会が国民にこたえる最低の条件であると思われま。

河野議長、高田委員長、そして自民党の諸君よ、私は最後に次のことを残しま。参議院改革のため、議会制民主主義擁護のため、内閣委員会の権威と機能の再生のため、いまからでもおそくはない、政治的良心を呼び起こし、お互いに確認し合った正常化の趣旨に立ち返り、良識の府たる参議院の正しい姿に戻ること。さもなくば、あなた方の汚名は永遠に国会史上に残され、国民の糾弾を受けることになるのであります。以上で終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 討論の通告がございます。順次発言を許します。前川且君。

(前川且君登壇、拍手)

○前川且君 私は、ただいま片岡勝治君より提案されました内閣委員長高田浩運君に対する不信任案につき、日本社会党を代表して賛成の討論をいたします。

以下、賛成の理由を申し述べます。

昭和四十八年九月二十二日 参議院會議録第三十六号 内閣委員長高田浩運君解任決議案

九九六

まず、一国の安全をいかにして保障するかは、その国の最大、かつ、最高の課題であります。事国内の政治に關しましては、たとえ誤りをおかすことがあつても、時間さえ許せばやり直しがきくのであります。しかし、事平和の問題に關する限り、絶対にやり直しがきかないことをわれわれはともに銘記せねばならないと存じます。したがつて、日本の平和、防衛について論ずるにあつては、感情的、情緒的、あるいはヒステリックな論議を絶対に排除して、きわめて科学的に、かつ、冷静に、緻密に、たねんな論議を積み重ねなければならぬことは言うまでもありません。

第二に、長沼判決は、日本の安全と防衛はいかにあるべきか、自衛隊はいかにあらねばならないかを、その根源からあらためて問ひ直し、全国民の手で、日本の平和のあり方を深く考え直す絶好の機会を与えました。したがつて、私は今国会におきまして、この際、実りある真剣な討論と對話が展開されるべきであると期待いたしましたのであります。かかる重大な時期にあつて、内閣委員長の仕事とは何か、それは院の役員としての自覚に立ち、一党一派に偏することなく、慎重審議のため誠心誠意、心を配ることではなかったかと思ひます。

長沼判決は、国の基本についてまことに大きな問題を提起しました。裁判官が憲法に忠実に、良心に従ひ独立して行なつた判決は、たとえ下級裁判所の判決といえども磐石の重みを持つものであ

ります。政府は防衛二法をみずから撤回すべきであり、もし政府がそれをなし得ないならば、国会は国権の最高機関として、防衛二法案の凍結をはかるのが至当ではないでしょうか。しかるに高田浩運委員長は、かかる義務を何ゆえか放棄せられ、さきには、論議の始まつたばかりの段階で突如として採決を強行されました。そして今日、再び質問希望者九名のうち五名を残して質疑の打ち切りをはかつていたのであります。

第三に、高田浩運君は、野党の審議引き延ばしをしはば理由にされました。しかし、私はこの際はつきりと申し上げておきたい。内閣委員会において、引き延ばしのような事実はなかつたはずであります。たとえば法案審議の順位につきましては、もしそれがかつて気ままにきめられるというものであれば、各党派の思惑によつて、いたずらに混乱を招くばかりでありましょう。かかる混乱を避けるために、法案審議は送付された日順に従うという、よき慣例が確立されてまいつたのであります。ところが、与党理事諸君は、この慣例を無視して防衛二法の先議をしはば提案し、高田浩運君もこれに盲目的に追従されました。そのために、かえつて理事会は紛糾し、審議のおくれることがしばしばありました。強行採決が、結果として貴重な十数日の空白を生みました。みずから責任は問わないで、いたずらに他を責めるがごときはまことに遺憾にたえないのであります。会期末に至りまして、われわれはひとしく高田君

の意向にこたえ、審議促進のため、定例日はもとより、定例日外の日といえども連日審議に應じて協力してまいつたことは、一番高田浩運君が知っているところでありましょう。野党の意図的引き延ばしなどと、われわれにはこのような意思は決してなかつたことを、この際明らかにしておきます。

第四に、わが国の防衛のあり方、自衛隊のあり方、また、法案の内容そのものについても多くの疑問点が明らかにされ、しかもほとんど解明されることなく今日捨て去られようとしておるのであります。たとえば、何ゆえにこれほど大量の人員を沖繩に配置しなければならないのか、その根拠は何か。この人員配置は何を守るのか。人を守るのか、土地を守るのか、体制を守るのか、はたまた沖繩の米軍基地を守るのか。さらに、現在自衛隊は定員不足について深刻な悩みがあります。しかも、自衛官としての適齢者、いわゆる若年労働者は不足する一方であり、隊員不足はますます深刻化していくのであります。この冷厳な事実を目をつぶり、法律定員のみを増加させるのは何ゆえか。しかも政治の信頼を極度に低下させることさえ顧みず、あえて強行採決によつて押し切ろうとする真意は何か。これらの問題について何ら合理的見解も述べられないままになつていたのであります。

およそ国会の論議は内容で判断すべきであつて、時間ではかられるものではありません。三十分

時間審議したから、四十時間審議したから十分だなどとは言えるものではありません。まして国の将来を決する重大な防衛問題であれば、十分過ぎるほど審議するのが当然であります。高田浩運君は、この大切な本末を転倒されました。私は、日ごろ高田浩運君の温厚な人柄に敬服しておりますがゆえに、私情においてはまさに断腸の思いがいたします。願わくば本決議案の採決される以前に、みずからの意思をもつて職を退かれ、この際、議會制民主主義の擁護者としての名を残されるよう心から期待して賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(河野三三) 宮崎正義君。

〔宮崎正義君登壇、拍手〕

○宮崎正義君 私は、公明党を代表して、ただいま提案がありました参議院内閣委員長解任決議案に対して、賛成の立場から討論を行なうものであります。

私たちは、国民の信頼にこたえるべく、良識の府、理性の府とする参議院の独自性と自主性の確立等について、参議院運営の改革に關して、河野議長を中心として、各党派代表と議院運営委員会議事等によつて今日まで鋭意、努力検討を進めてきました。その足跡と成果が国民の期待する光明でさえあつたと言つても過言でないと思つていたのであります。

今国会会期延長後の七月十六、十七日の両日も、議長は、国会対策委員長、常任、特別委員

長懇談会等を開き、円満な話し合いによる法案審議についての見解を示し、協力を呼びかけられたのでありました。内閣委員会議事会も、委員長高田浩運君の卓越した経験とその手腕を期待され、各委員の信頼を得て、委員会の運営にあたつては、常に強行採決は絶対にしないと確約もされていたのであります。しかるに、その期待を全く裏切つたのであります。

提案理由の説明にもありましたように、高田委員長は、去る七月十七日の理事会を一方的に打ち切り、委員会を強行開会し、しかも午後三時三十分、防衛二法案を強行採決するという暴挙を行つたのであります。しかも、同時に、運輸及び文教の両委員会でも、国鉄運賃値上げ法案、筑波大学法案の二法案も強行採決を行ない、正常な国会を混濁状態におとし入れたのであります。いまだかつてないかかる暴挙は、自民党ならではの過悪な姿を如実に示したものであると断ずるものであります。このことは、話し合いを尊重し、強行採決などの事態を避けようと、今日まで参議院改革に努力を傾注してきた河野議長に対する挑戦であり、かつ、わが国の議会制民主主義を根底からくつがえそうとする暴挙であります。この責任は、自民党並びに高田委員長が当然とるべきであります。

今回の防衛二法案は、いまだ申し上げるまでもありませんが、国民の反対の声を無視し、自衛官の定員増、南西航空混成団沖繩配備、防衛医科

大学の施設等を骨子とするもので、第四次防衛力整備計画を推進し、軍事力増強政策強化を目ざすものであつて、断じて許されるものではありません。

しかも、現時点における自衛隊の実情は、本法草案以前の問題が山積しているものであります。すなわち、隊員の充足率の点から見ても、はなはだ悪化の傾向を示しております。なお、四十六年度の応募者数は二万九千二百十七名であり、退職者の応募者数は三万五千六百六十名と、退職者がはるかに多く、欠員は二万六千三百六十三人にも達していると、防衛庁は現況報告をしております。それらの理由は、隊員を隊員として扱わない非人道的な処遇にあると言えます。このことは、毎年二百人以上の死亡退職者の数から見ても明らかであることでもあります。したがつて、ただ単に数字的な定員増をはかるといふよりも、むしろ、戦闘機一機、艦船一隻つくるよりも、処遇改善をし、現役のベテラン隊員の中途退職がないようにすることがより先決であると思ひます。また、沖繩配備の南西航空混成団の意図するところは、緊張緩和へ進展しつつある国際情勢に全く逆行する軍事力増強政策であることを指摘するものであります。さらに、防衛医大の新設は、旧軍隊の軍医制度のような、事前養成の特権医大を設置することとなると思ひのであります。ましてや、札幌地裁の長沼訴訟判決は、陸海空各目衛隊は現在の規模、装備、能力から見ても憲法に違反すると断定されました。このことを

高田委員長は謙虚に受けとめ、防衛二法案の審議を中止あるいは凍結すべきものであつたにもかかわらず、七月十七日の強行採決の暴挙を有効とし、本会議上程を推進してきたことの責任は重大であります。すみやかに辞任をもつて責任を明確にすべきであると思ひます。

かかる理由により、高田内閣委員長解任の決議に対し賛成し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) 工藤良平君。

「工藤良平君登壇、拍手」

○工藤良平君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま片岡勝治君から説明をいたしました内閣委員長高田浩運君の解任決議案に対しまして、賛成討論をいたします。

すでにわが日本社会党が幾たびとなく指摘をしておりますように、今日、日本国民が直面をしております最大の政治的危機は、日本における軍国主義復活の可能性が日一日と強まっているということであり、その恐れは第二次世界大戦、中国をはじめとするアジアの全域に対して行なわれ、日本軍国主義の侵略戦争の結果は、同胞二百数十万をこえる戦死者はもたらしたこと、多くの戦傷病者、数限りない戦争犠牲者を出し、いまなお異国の地に、祖国の姿を夢に描きながら苦しい生活を続けている悲惨な事実が依然として残っているであります。さらに加えて、広島、長崎の悲劇を経験をいたしました平和を愛好する

日本国民が、こぞ軍国主義の復活を強く憎み、これに対して全力を傾け、反戦平和の戦いを繰り広げている事実を、だれも否定することはできないと思ひます。しかしながら、わが国には、他方、このような平和を愛し、戦争を憎む国民の願望にさからつて、平和憲法を破壊し、系統的に軍備の増強と軍国主義の復活に狂奔する政治勢力が、公然たる活動が続いている事実について、きわめて遺憾と言わなければならないと思ひます。

私は、あえて指摘をしなければなりません。平和を愛し、戦争を憎む日本国民の願望にさからつて、平和憲法を破壊し、軍備の増強と軍国主義の復活に狂奔する政治勢力とはだれなのか、このことを国民の前にいまい明らかにしなければならぬと思ひます。それは中国、北朝鮮、ソ連などの社会主義諸国のみならず、ベトナム、カンボジア、ラオスの民族解放運動とアジアのすべての平和勢力に敵対する日米安保体制を堅持し、飛躍的な軍備の増強を目ざす四次防によって、平和憲法を根底から破壊しようとするところを、いまここで再び強調しなければならぬと思ひます。また、あえて言うならば、わずか数時間の審議を行つたにすぎない防衛二法案の強行採決という暴挙を行ない、議会制民主主義の確立と参議院改革の一その前進を一瞬にして破壊し去つた田中内閣こそがその元凶であるということであり、あらためて指摘

昭和四十八年九月二十二日 参議院會議録第三十六号 内閣委員長高田浩運君解任決議案

九九八

するまでもなく、国民のだれもが、このような田中内閣の政治姿勢に対し、強い憤激と失望を覚えているのであります。また、このような狂暴な手段によってその成立がはかられている防衛二法案の反動的な本質に対しても、明確な認識がいま国民の間に大きく高まっているのであります。

田中内閣の暴挙に直面したい、国民のだれもが、防衛二法案とは、第一に、いわゆる自衛官の定数を六千九百八十八人も増強するということ、第二には、自衛隊の沖縄派兵を正当化するため、南西航空混成団の設立をして、第三には、医官養成の口実のもとに、生物・化学兵器の研究開発を主任務とする防衛医科大学の新設を目的とする反動的で、きわめて危険な軍国主義復活法案であることを明確に認識をしているのであります。いまや、田中内閣は、日本における軍国主義の復活を推進する反動的、反国民的な政治勢力の元凶として、国民各階層の憤激に直接さらされているのであります。どのような手段を策しても、その醜い本質を隠し切れない事態であることを、はっきりと自民党の諸君は知らなければならぬと思ひます。

このような時期に、良識の府としての参議院の役割りは特別の意義を持つことは、いまだ申し上げるまでもございません。院の構成として、常任委員長の本来的な責務は、平和を愛し、戦争を憎み、軍国主義の復活を阻止する戦いを進めている日本国民のすべての意見を広く求め、それを

聞き、田中自民党政府の暴挙を押えて、議会制民主主義の破壊を阻止することにあると言わなければならぬと思ひます。しかるに、内閣委員長高田浩運君は、国民の厳粛な信任にそむいて、その責務を放棄をし、みずから田中内閣による軍国主義の復活と議会制民主主義の根底からの破壊という暴挙の走狗になり、さらにその小間使と成り下がったことをわが党は絶対に見過ごすことはできないのであります。内閣委員長高田浩運君は、同君が、憤激した国民各階層のきびしい糾弾の的となつて、いふ事実を率直に自覚をしなければならぬとせん。国民に対するその背信的な行為によって、もはや一切の釈明は許されないのであります。もし内閣委員長高田浩運君の胸中に、いまだお一片の良心のうずきが残っているならば、同君を糾弾し、同君の解任を求める国民の声に謙虚に耳を傾け、みずからその職を辞することが当然でなければならぬと思ひます。

私は、さきに、日本国民が今日直面している最大の政治的危機は、日々増大する軍国主義復活の可能性であることを指摘をしてまいりました。軍国主義復活の危険性は、もはや単なる理論的な見通しの次元での問題ではないのであります。それは、四次防の完全達成のための法的な保障と沖縄派兵の正当化を目ざす防衛二法案となつて具体的にその姿をあらわし、しかも強行採決という暴挙となつて、田中内閣の本質をいかにくむき出しにしているところに問題があるのであります。

わが党は、このような事態を、党の命運を左右する決定的な事態であると考えるものであります。いま、この時期に戦わなければ、平和を求め、戦争を憎む国民の願望をになつて奮闘してきた政治家としての伝統をよこし、踏みにじるものであると考えなければなりません。(時間、時間だと呼ぶ者あり)これは、ひとりわが日本社会党のみにかわることではないのであります。政党政派の違いを乗り越えて、日本の平和に責任を持つすべての勢力、すべての政治家の共通の課題としなければならぬのであります。日本の平和に責任を持つすべての政治家は、いまこそ結束をして、田中内閣の暴挙に対して断固とした反撃を開始しなければなりません。田中内閣に対する国民の憤激の先頭に立ち、その実現まで戦い抜くことこそが、この時点で国民から課せられた……。

○議長(河野謙三君) お静かに願ひます。静粛に願ひます。

○工藤良平君(統) われわれに対する最高の責務であると考えるのであります。

私は、最後に、内閣委員長高田浩運君に対する解任決議案の正当性をあらためて確認するものであります。すでに指摘をしたとおり、同君は、良識の府たる参議院常任委員長たるものの責務を忘れ、田中内閣の走狗となつて、軍国主義復活法案たる防衛二法案の強行採決に重大な役割りを果たし、議会制民主主義の破壊にみずから加担したこ

との責任は、きわめて重大であると言わなければなりません。国民のだれもが、このような反動的、反国民的な役割りを演じた高田浩運君を糾弾をし、その解任を強く求めているのであります。もはや、国民のこの糾弾の正当性を疑う者は、ひとりとして存在しないのであります。思い起こすまでもなく、先ほど申し上げましたように、二百数十万に達する戦死者、戦傷病者を出し、広島、長崎の悲劇を直接経験をし、また、中国人民をはじめ、アジア各国人民の数限りない生命を奪い取つたある侵略戦争の経験に立つならば、われわれもまたその戦争に参加した大きな罪を認識をし、再び軍国主義の復活を策謀し、それに加担するものの責任は、どれほど糾弾しても糾弾し切れないものがあると言わなければなりません。

ただいま、ここに上程されております内閣委員長高田浩運君の解任決議案は、再び侵略戦争を許さず、軍国主義の復活を許さずと固く決意をした国民の怒りの表現だと見なければなりません。

私は、ここに、高田浩運君の解任決議が採択をされることこそが、良識の府たる参議院が国民の負託にこたえる最良の道であることを確認をし、賛成討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて討論は終局いたしました。

これより内閣委員長高田浩運君解任決議案の採決をいたします。

表決は記名投票をもつて行ないます。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行ないます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百十九票

白色票

九十票

青色票

百二十九票

よつて、本案は否決せられました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

九十名

堀出 啓典君 喜屋武眞榮君
山田 勇君 内田 善利君
藤原 房雄君 栗林 卓司君

藤井 恒男君 青島 幸男君
原田 立君 上林繁次郎君
矢追 秀彦君 木島 則夫君
峯山 昭範君 田代富士男君
柏原 ヤス君 中沢伊登子君
中尾 辰義君 渋谷 邦彦君
鈴木 一弘君 宮崎 正義君
田淵 哲也君 高山 恒雄君
二宮 文造君 多田 省吾君
白木義一郎君 小平 芳平君
向井 長年君 村尾 重雄君
田 英夫君 上田 哲君
工藤 良平君 戸田 菊雄君
前川 旦君 沢田 政治君
野々山一三君 大橋 和孝君
杉山善太郎君 松永 忠二君
森中 守義君 西村 関一君
林 虎雄君 中村 英男君
阿具根 登君 森 元治郎君
山崎 昇君 羽生 三七君
藤原 道子君 鶴岡 哲夫君
鈴木 強君 片岡 勝治君
辻 一彦君 佐々木静子君
須原 昭二君 香脱タケ子君
小谷 守君 神沢 浄君
鈴木美枝子君 宮之原貞光君
加藤 進君 竹田 四郎君
安永 英雄君 小笠原貞子君

反対者(青色票)氏名

百二十九名

田中寿美子君 川村 清一君
中村 波男君 鈴木 力君
森 勝治君 村田 秀三君
塚田 大順君 星野 力君
松本 賢一君 小林 武君
瀬谷 英行君 矢山 有作君
舊々久保重光君 渡辺 武君
須藤 五郎君 横川 正市君
戸叶 武君 小柳 勇君
河田 賢治君 岩間 正男君
加瀬 完君 吉田忠三郎君
小野 明君 成瀬 幡治君
藤田 進君 秋山 長造君
野坂 参三君 春日 正一君

松垣徳太郎君 小林 国司君
亀井 善彰君 長田 裕二君
石本 茂君 佐藤 隆君
林田修紀夫君 安田 隆明君
源田 実君 二木 謙吾君
丸茂 重貞君 河口 陽一君
玉置 和郎君 山内 一郎君
宮崎 正雄君 木島 義夫君
小笠 公昭君 堀本 宜実君
大森 久司君 白井 勇君
植木 光教君 青木 一男君
植竹 春彦君 木内 四郎君
杉原 荒太君 上原 正吉君
松平 勇雄君 剣木 亨弘君
古池 信三君 塚田十一郎君
重宗 雄三君 鬼丸 勝之君
鈴木 省吾君 大松 博文君
増田 盛君 矢野 登君
志村 愛子君 高橋 邦雄君
柴立 芳文君 古賀重四郎君
黒住 忠行君 河本嘉久蔵君
初村瀧一郎君 渡辺一太郎君
山崎 竜男君 世耕 政隆君
斎藤 寿夫君 星野 重次君
上田 稔君 高橋雄之助君
菅野 儀作君 佐田 一郎君
佐藤 一郎君 中津井 真君
寺本 広作君 久保田藤磨君

昭和四十八年九月二十二日 参議院會議録第三十六号 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

木村 睦男君
船田 讓君
橋 直治君
岡本 悟君
鹿島 俊雄君
柴田 栄君
大竹平八郎君
伊藤 五郎君
安井 謙君
後藤 義隆君
迫水 久常君
塩見 俊二君
山本敏三郎君
寺下 岩藏君
金井 元彦君
梶木 又三君
今泉 正二君
山本茂一郎君
平泉 涉君
土屋 義彦君
西村 尚治君
山本 利壽君
新谷寅三郎君
増原 恵吉君
八木 一郎君

柳田桃太郎君
町村 金五君
高橋文五郎君
徳永 正利君
米田 正文君
大谷藤之助君
江藤 智君
平井 太郎君
西田 信一君
那 祐一君
吉武 恵市君
鍋島 直紹君
稻嶺 一郎君
川野辺 静君
片山 正英君
嶋崎 均君
園田 清充君
藤田 正明君
楠 正俊君
内藤登三郎君
平島 敏夫君
山下 春江君
前田佳都男君
田口長治郎君

の一部を改正する法律案について、これより委員長の報告を求めます。内閣委員長高田浩運君。

審査報告書

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十七日

内閣委員長代理 理事 中山 太郎
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自衛官六千九百八十八人、予備自衛官三千三百人をそれぞれ増員するとともに、防衛庁本庁の附属機関として防衛医科大学校及び自衛隊離職者就職審査会を設けるほか、航空自衛隊の編成に航空混成団を加える等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行に要する経費は、五十一億二千七百二十万円であつて、昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年六月二十八日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「十七万九千人」を「十八万人」に、「三万八千三百二十三人」を「四万三千三百八十八人」に、「四万六千六百五十七人」を「四万四千五百七十五人」に、「二十五万九千五百八十八人」を「二十六万六千四百六十六人」に改める。

第十四条に次の一号を加える。

七 自衛隊離職者就職審査会に關すること。

第十四条の二に次の一号を加える。

四 防衛医科大学校に關すること。

第三十一条中「技術研究本部」を「防衛医科大学校」に改める。

大学校本部
職者就職審査会

第三十三条の次に次の二条を加える。

(防衛医科大学校)

第三十三条の二 防衛医科大学校は、医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練する機関とする。

2 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校は、同項の教育訓練を修了した者(次条において「防衛医科大学校卒業生」という)その他長官の定める者に対し、自衛隊の任務遂行に必要な医学に關する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに關する研究能力を修得させるための教育訓練並びに臨床に關する教育訓練を行なう。

3 第一項の教育訓練の修業年限は、六年とする。

4 第一項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項に規定する者とする。

5 防衛医科大学校の教員の資格については、学校教育法に基づき医学教育を行なう大学の教員の資格の例による。

6 防衛医科大学校は、埼玉県に置く。

7 防衛医科大学校の内部組織、設備、編制その他の事項については、總理府令で定める。この場合において、学校教育法に基づき医学教育を行なう大学の設備、編制その他に關する設置基準が定められている事項について

は、当該基準の例による。

(防衛医科大学卒業生の医師国家試験受験資格)

第三十三条の三 防衛医科大学卒業生は、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)第十一条の規定の適用については、同条第一号に規定する者とみなす。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(自衛隊離職者就職審査会)

第三十七条の二 自衛隊離職者就職審査会は、自衛隊法の規定によりその権限に属せられた事項をつかさどる機関とする。

2 自衛隊離職者就職審査会は、委員五人で組織する。

3 委員は、防衛庁の職員である者のうちから一人、人事院の職員である者のうちから一人、総理府本府の職員である者のうちから一人及び学識経験のある者のうちから二人を、長官が任命する。

4 委員は、非常勤とする。

5 自衛隊離職者就職審査会に、会長一人を置く。会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員がこれを選挙する。

6 会長は、会務を総理する。

7 前各項に定めるもののほか、自衛隊離職者就職審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条第一項中「防衛大学校の下に」、防

衛医科大学校を加え、同条第二項中「の員数」を「及び防衛医科大学校の学生(第三十三条の二第二項の教育訓練を受けている者をいう。)の員数」に改める。

第六十一条第一項中「防衛施設中央審議会」

を「自衛隊離職者就職審査会、防衛施設中央審議会」に、「審議会の委員」を「審査会等の委員」に改め、同条第三項中「審査会」を「審査会等」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「統合幕僚会議及び附属機関」の下に「(自衛隊離職者就職審査会を除く。)」を加え、同条第五項中「並びに」の下に「自衛隊離職者就職審査会、」を加える。

第五条第一項中「附属機関」の下に「(自衛隊離職者就職審査会を除く。第百条の二において同じ。)」を加える。

第二十条第二項前段中「航空方面隊」の下に「航空混成団」を加え、同項後段を削り、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 航空方面隊は、航空方面隊司令部及び航空

団その他の直轄部隊から成る。

4 航空混成団は、航空混成団司令部及び航空

団その他の直轄部隊から成る。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

昭和四十八年九月二十二日 参議院会議録第三十六号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

隊その他の直轄部隊から成る。

第二十条の七中「航空方面隊」の下に「航空混成団」を加え、同条を第二十条の八とし、第二十条の六を第二十条の七とし、第二十条の五を第二十条の六とし、第二十条の四の次に次の一条を加える。

(航空混成団司令)

第二十条の五 航空混成団の長は、航空混成団司令とする。

2 航空混成団司令は、航空総隊司令官の指揮監督を受け、航空混成団の隊務を統括する。

第二十一条第一項中「航空方面隊」の下に「航空混成団」を、「航空方面隊司令部」の下に「航空混成団司令部」を加える。

第三十三条中「以下「学生」という。」を削り、

「その他を」、防衛医科大学校の学生(同法第三十三条の二第一項の教育訓練を受けている者をいう。その他)に改める。

第四十八条第一項中「の長(以下本条中「学校長」という。)」を「又は防衛医科大学校の長(以下この条において「学校長」という。)」に、「学生」を「防衛庁設置法第三十三条第一項の教育訓練又は同法第三十三条の二第一項の教育訓練を受けている者(以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第九十八条の二第一項において「学生」という。)」に改める。

第六十二条に次の一項を加える。

4 長官は、前項に規定する承認のうち、第二項

の地位につくことに係る承認を行ない、又は行なわれないこととする場合には、自衛隊離職者就職審査会に付議し、その議決に基づいて行なわなければならない。

第六十四条の次に次の一条を加える。

(防衛医科大学卒業生の勤続に関する義務)

第六十四条の二 防衛医科大学卒業生(防衛庁設置法第三十三条の二第二項に規定する防衛医科大学校卒業生をいう。第九十八条の二において同じ)は、当該教育訓練を修了した後九年の期間を経過するまでは、隊員として勤続するように努めなければならない。

第六十六条第二項中「三万六千三百人」を「三万九千六百人」に改める。

第九十八条の次に次の一条を加える。

(償還金)

第九十八条の二 防衛医科大学卒業生は、当該教育訓練の修了の時以後はじめて離職したときは、当該教育訓練を修了した後九年以上の期間隊員として勤続していた場合を除き、当該教育訓練に要した職員給与費、研究費その他の経常的経費の学生一人当たりの額をこえない範囲内において、当該教育訓練の修了後の隊員としての勤続期間を考慮して政令で定める金額を国に償還しなければならない。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一〇〇一

昭和四十八年九月二十二日 参議院會議録第三十六号 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

一〇〇一

一 死亡により離職したとき。
二 公務による災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

2 前項の規定による償還義務は、本人の死亡により消滅する。

3 長官は、不具廃疾により第一項の規定による償還ができなくなつた者に対しては、政令で定めるところにより、その償還すべき金額の全部又は一部の償還を免除することができ

4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による償還に關し必要な事項は、政令で定める。

別表第一中「福岡県筑紫郡春日町」を「春日市」に改める。

別表第三中「西部航空方面隊」を「西部航空方面隊司令部」に改める。

隊司令部「福岡県筑紫郡春日町」を「西部航空方面隊司令部」に改める。

方面隊「西部航空方面隊司令部」を「春日市」に改める。

混成団「南西航空混成団司令部」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中防衛庁設置法第十四条の二の改正規定、同法第三十一条の改正規定（防衛医科大

改正規定並びに第二条中自衛隊法第三十三条及び第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四条の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十八条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二条中自衛隊法第二十条の改正規定、同法第二十条の七の一部を改め、同条を同法第二十条の八とし、同法第二十条の五を同法第二十条の七とし、同法第二十条の四の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定及び同法別表第三の改正規定（南西航空混成団に係る部分に限る。）は、昭和四十八年七月一日から施行する。

2 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号中「並びに」の下に「自衛隊離職者就職審査会、」を加える。

3 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「防衛施設庁の職員で一般職に属するもの」を「一般職に属する職員」に改める。

〔高田浩運君登壇、拍手〕

○高田浩運君 ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、第三次及び第四次防衛力整備計画に基づき、昭和四十六年度、同四十七年度及び同四十八年度の自衛隊業務計画による措置を一括して行なうとするものでありまして、その要旨は、まず防衛庁設置法の一部を改正して、自衛官の定数を六千九百八十八人増員して二十六万六千四百六十八人とするほか、防衛庁本庁の附属機関として、防衛医科大学校及び自衛隊離職者就職審査会を新設すること、また、自衛隊法の一部を改正して、新たに那覇市に司令部を置く南西航空混成団を設けるほか、予備自衛官の員数を三千三百人増員することでありま

局長と現下内外の諸情勢を背景として、国の防衛の基本に關する諸問題にわたつたのでありますが、その詳細は會議録に譲ります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野謙三君） 本日はこれにて延会することとし、次会は明日午前十時より開会いたします。

これにて延会いたします。

午後十時二十七分延会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 森 八三二君

議員

堀出 啓典君	喜屋武眞榮君
山田 勇君	内田 善利君
藤原 房雄君	栗林 卓司君
藤井 恒男君	青島 幸男君
原田 立君	沢田 実君
中村 利次君	高田 浩運君
上林繁次郎君	矢追 秀彦君
木島 則夫君	萩原幽香子君
玉置 猛夫君	今 春曉君
峯山 昭範君	田代富士男君
柏原 ヤス君	黒柳 明君
松下 正寿君	中沢伊登子君
熊谷太三郎君	中尾 辰義君

渋谷 邦彦君	鈴木 一弘君	上原 正吉君	松平 勇雄君	稻嶺 一郎君	寺下 岩蔵君	加藤 進君	竹田 四郎君
宮崎 正義君	田淵 哲也君	劔木 亨弘君	古池 信三君	田 英夫君	川野辺 静君	安永 英雄君	小笠原貞子君
高山 恒雄君	温水 三郎君	塚田十一郎君	重宗 雄三君	金井 元彦君	片山 正英君	田中寿美子君	川村 清一君
濱田 幸雄君	山田 徹一君	鬼丸 勝之君	鈴木 省吾君	梶木 又三君	上田 哲君	中村 波男君	鈴木 力君
二宮 文造君	多田 省吾君	大松 博文君	増田 盛君	工藤 良平君	嶋崎 均君	森 勝治君	村田 秀三君
白木義一郎君	小平 芳平君	矢野 登君	志村 愛子君	今泉 正三君	戸田 菊雄君	塚田 大願君	星野 力君
向井 長年君	村尾 重雄君	高橋 邦雄君	柴立 芳文君	前川 且君	杉原 一雄君	松本 賢一君	小林 武君
小山邦太郎君	中村 登美君	古賀雷四郎君	黒住 忠行君	園田 清充君	山本茂一郎君	瀬谷 英行君	矢山 有作君
松岡 克由君	斎藤 十朗君	河本嘉久蔵君	初村瀧一郎君	藤田 正明君	平泉 涉君	野々山一三君	渡辺 武君
中西 一郎君	君 健男君	渡辺一太郎君	山崎 竜男君	沢田 政治君	杉山善太郎君	須藤 五郎君	横川 正市君
細川 護熙君	原 文兵衛君	世耕 政隆君	斎藤 寿夫君	大橋 和孝君	土屋 義彦君	戸叶 武君	小柳 勇君
橋本 繁蔵君	中村 領二君	星野 重次君	上田 稔君	楠 正俊君	内藤督三郎君	河田 賢治君	岩間 正男君
棚辺 四郎君	竹内 藤男君	高橋雄之助君	菅野 儀作君	松永 忠二君	西村 尚治君	加瀬 完君	吉田忠三郎君
中山 太郎君	永野 鎮雄君	佐田 一郎君	佐藤 一郎君	西村 関一君	森中 守義君	小野 明君	田中 一君
山崎 五郎君	長屋 茂君	中津井 真君	寺本 広作君	平島 敏夫君	林 虎雄君	成瀬 幡治君	藤田 進君
若林 正武君	松垣徳太郎君	久保田藤麿君	木村 睦男君	山下 春江君	山本 利壽君	秋山 長造君	野坂 参三君
小林 国司君	亀井 善彰君	柳田桃太郎君	船田 讓君	山下 春江君	中村 英男君	春日 正一君	
長田 裕二君	石本 茂君	町村 金五君	橋 直治君	阿具根 登君	森 元治郎君		
佐藤 隆君	林田悠紀夫君	高橋文五郎君	岡本 悟君	山崎 昇君	新谷寅三郎君	国務大臣 (防衛庁長官)	山中 貞則君
安田 隆明君	源田 実君	徳永 正利君	鹿島 俊雄君	前田佳都男君	増原 恵吉君		
二本 謙吾君	丸茂 重貞君	米田 正文君	柴田 栄君	田口長治郎君	八木 一郎君		
河口 陽一君	玉置 和郎君	大谷藤之助君	大竹平八郎君	羽生 三七君	加藤シヅエ君		
山内 一郎君	宮崎 正雄君	江藤 智君	伊藤 五郎君	藤原 道子君	鶴園 哲夫君		
木島 義夫君	小笠 公昭君	平井 太郎君	安井 謙君	鈴木 強君	片岡 勝治君		
堀本 宜実君	大森 久司君	西田 信一君	後藤 義隆君	辻 一彦君	佐々木静子君		
白井 勇君	植木 光教君	郡 祐一君	迫水 久常君	須原 昭二君	香脱タケ子君		
青木 一男君	植竹 春彦君	吉武 恵市君	堀見 俊二君	小谷 守君	神沢 浄君		
木内 四郎君	杉原 荒太君	鍋島 直紹君	山本敬三郎君	鈴木美枝子君	宮之原貞光君		

議長の報告事項

去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

君 健男君

同

寺下 岩蔵君

社会労働委員

伊藤 五郎君

同

西田 信一君

昭和四十八年九月二十二日 参議院會議録第三十六号 議長の報告事項

一〇〇四

同	田中 茂穂君	同日災害対策特別委員会において当選した理事は左の通りである。	同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。	議院運営委員	堀出 啓典君
農林水産委員	村田 秀三君	理事 中村 英男君 (中村英男君の補欠)	日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
同	山田 徹一君	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	内閣委員	竹田 現昭君
通信委員	斎藤 十朗君	建設省設置法の一部を改正する法律案	建設省設置法の一部を改正する法律	地方行政委員	高橋 邦雄君
同	横川 正市君	通行税法の一部を改正する法律案	通行税法の一部を改正する法律	同	斎藤 十朗君
同	堀出 啓典君	中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案	中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律	同(国会法第四十二条第三項)の規定によるもの	寺下 岩蔵君
予算委員	堀出 啓典君	航空事故調査委員会設置法案	航空事故調査委員会設置法	法務委員	川野辺 静君
議院運営委員	矢追 秀彦君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同	上田 哲君
大蔵委員	西田 信一君	同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法	大蔵委員	松本 英一君
同	伊藤 五郎君	水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案	一昨二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	社会労働委員	岩本 政一君
社会労働委員	寺下 岩蔵君	同日公害対策及び環境保全特別委員会において、去る十八日発議者から申出のあつた左の議案の撤回を許可した。	内閣委員	同	鈴木 省吾君
同	君 健男君	同日公害対策及び環境保全特別委員会において、去る十八日発議者から申出のあつた左の議案の撤回を許可した。	地方行政委員	同	竹田 現昭君
農林水産委員	斎藤 十朗君	同日公害対策及び環境保全特別委員会において、去る十八日発議者から申出のあつた左の議案の撤回を許可した。	同	同	西村 関一君
同	横川 正市君	同日公害対策及び環境保全特別委員会において、去る十八日発議者から申出のあつた左の議案の撤回を許可した。	同	同	斎藤 十朗君
通信委員	堀出 啓典君	同日公害対策及び環境保全特別委員会において、去る十八日発議者から申出のあつた左の議案の撤回を許可した。	同	同	川野辺 静君
同	田中 茂穂君	同日公害対策及び環境保全特別委員会において、去る十八日発議者から申出のあつた左の議案の撤回を許可した。	同	同	高橋 邦雄君
同	村田 秀三君	同日公害対策及び環境保全特別委員会において、去る十八日発議者から申出のあつた左の議案の撤回を許可した。	同	同	松本 英一君
同	山田 徹一君	同日公害対策及び環境保全特別委員会において、去る十八日発議者から申出のあつた左の議案の撤回を許可した。	同	同	矢追 秀彦君
予算委員	矢追 秀彦君	同日公害対策及び環境保全特別委員会において、去る十八日発議者から申出のあつた左の議案の撤回を許可した。	同	同	寺下 岩蔵君
議院運営委員	堀出 啓典君	同日公害対策及び環境保全特別委員会において、去る十八日発議者から申出のあつた左の議案の撤回を許可した。	同	同	寺下 岩蔵君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。
物価等対策特別委員	柏原 ヤス君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
物価等対策特別委員	堀出 啓典君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

公害対策及び環境保全特別委員 寺下 岩蔵君
 科学技術振興対策特別委員 中村 波男君
 同 野々山一三君
 同日委員会において当選した理事は左の通りである。

農林水産委員会

理事 堀出 啓典君 (堀出啓典君の補欠)

建設委員会

理事 竹内 藤男君 (竹内藤男君の補欠)

同日議員星野重次君外七名から委員会審査省略要求書を付して左の議案が提出された。

北方領土の返還に関する決議案

同日委員長から左の報告書が提出された。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案可決報告書
 公害健康被害補償法案可決報告書

同日内閣から、参議院議員植木光教君提出中南米移住者の実態及び対策に関する質問については、調査検討に日時を要するため、九月二十六日まで

に答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

昨二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 寺下 岩蔵君
 予算委員 中村 植二君
 議院運営委員 岩動 道行君
 同 丸茂 重貞君

同 玉置 猛夫君
 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 (国会法第四十二
 条第三項の規定
 によるもの) 玉置 猛夫君

予算委員

議院運営委員

同 丸茂 重貞君
 齋藤 十朗君
 中村 植二君
 寺下 岩蔵君

同日議員から委員会審査省略要求書を付して左の議案が提出された。

防衛庁長官山中貞則君問責決議案 (鶴岡哲夫君
 発議)

文部大臣奥野誠亮君問責決議案 (小野明君発議)
 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

法律案

法律案

法律案

法律案

法律案

法律案

法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案 (議院運営委員長提出)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

法律案

法律案

法律案

法律案

法律案

法律案

法律案

法律案

法律案

法律案

法律案

君外三名発議)
 内閣委員長高田浩運君解任決議案 (岩間正男君
 発議)

文教委員長永野鎮雄君解任決議案 (加藤進君発
 議)

〔参照〕

九月二十一日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左に議事日程を掲載する。

○議事日程 第三十九号

昭和四十八年九月二十一日

午前十時開議

第一 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案 (内閣提出、衆議院送付)

第二 公害健康被害補償法案 (内閣提出、衆議院送付)

第三 瀬戸内海環境保全臨時措置法案 (衆議院提出)

第三十四号中正誤

ベシ 段行 誤 正
 九四 三から九 ともにも ともにも
 九三 二 三 割分 割合

昭和四十八年九月二十二日 参議院會議録第三十六号

一〇〇六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円
(送料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷
電話 東京 五八二 四四二(大代)